説

ドイツ倒産法における「仮管財人」

松

の権限 (二・完)

下

祐

記

第一節 第三節 第 __ 節 「保管」の意義及び現行実定法上の「保管」について 民事保全としての保管との関係

第一章 序 章

一八九八年ドイツ破産法上の保管 (Sequestration) について

目

次 はじめに

保管の目的と機能

第四節

- 学説 – BGH判例

保管人の法的地位・権限について保管人の法的地位・権限について

第七節 第六節 第五節 小 括 保管人の関与の下で行われる措置 (以上五七巻四号)

第 二 章 第一節 一九九四年ドイツ倒産法とその後の議論

倒産法委員会第一報告書における仮倒産管財人の地位と権限

規定内容と立法趣旨

第 | 款 各項の説明

第 _ 節 一九九四年ドイツ倒産法における仮倒産管財人の地位と権限

条文

保全処分観に関する第一報告書との違い

第二款 立法趣旨

第三款

第四款 仮倒産管財人の行う措置の具体例

仮倒産管財人の法的地位・権限

第三節 二〇〇七年改正倒産法成立過程の議論 仮倒産管財人の事業譲渡の可否を巡っ

て

第一款 連邦・州ワーキンググループによる報告書

第二款 二〇〇三年の討議草案

第三款 参事官草案・連邦政府草案・二〇〇七年倒産法改正法

第四節 小括

第三章 おわりに (以上本号)

一九九四年ドイツ倒産法とその後の議

第一節 倒産法委員会第一報告書における仮倒産管財人の地位と権限

連邦司法大臣によって設置された、 つ経済に密着し、 倒産法委員会は、 同時に社会的にも相関的な倒産法のための諸提案を作り上げることを目的として、一九七八年に 「破産の破産」という言葉に象徴される倒産手続の機能不全を解決し、効果的・現代的で、 独立の専門家委員会である。 その成果は、 一九八五年に第一報告書、 一九八六

年に第二報告書として、連邦司法省から刊行された。

ることなどが提案された。 そこでは、 破産法と和議法を一元化すること、 再建型倒産手続を整備すること、 優先的破産債権の制度を廃止す

会第一報告書における規律を検討することにする。 一九九四年制定・一九九九年施行のドイツ現行倒産法における手続開始前の財産保全 (仮倒産管財) の規律の内 多くの点で倒産法委員会第一報告書 (一九八五年公表) のそれを基礎としている。 そこで、 先に倒産法委員

第一款 規定内容と立法趣旨

通りである。 倒産法委員会は、第一報告書の要綱一・二・三において保全処分に関する要綱を設けている。 本稿の関心の対象となる部分のみ掲げる。 その内容は以下の

一・│・│ 仮倒産管財 (Vorläufige Insolvenzverwaltung)

- (一) 倒産裁判所は、適法な開始申立てに基づき、 続実施のために不可欠な (unumgänglich) あらゆる措置を講ずることができる。 倒産手続開始前に職権で、 財団の保全に資するあらゆる命令、 及び倒産手
- (二) 倒産裁判所は、 特に以下の措置を講ずることができる
- a) b) [略]
- c) 債務者に、 一般的処分禁止 (allgemeines Verfügungsverbot) を課すこと;
- d 仮倒産管財人を選任すること。
- (三) 財産を処分する債務者の権限は、 ることができる。 係属中の訴訟はこれにより影響を受けない。 特定の行為に付きまたは一般的に仮倒産管財人の同意を必要とするようにも、 制限す

(名城 '09) 58-3-2

説

(四) 債務者が一般的処分禁止を課され、 人に移転する。[以下略] かつ仮倒産管財人が選任されたときは、 処分権 (Verfügungsrecht) は仮倒産管財

論

[略]

- $\stackrel{\textstyle \frown}{\rightarrow}$ 債務者に一般的処分禁止が命じられた際に選任された仮倒産管財人は、 以下の義務を負う:
- a) 十分な財団が存することの調査;
- 財団の保全及び維持;
- 反するいかなる措置も行ってはならない。第三項の権限を伴って選任された仮倒産管財人の義務は、 仮倒産管財人の権限は、事前手続における倒産管財人の権限を越えないものとする。 c) 企業が未だ企業を閉鎖していない場合に限り、開始に関する裁判があるまで企業の継続を保全すること。 仮倒産管財人は、 倒産裁判所が決定する。 第一項の手続目的に

(七)~(十) [略]

その義務は、

a号ないしc号所定の義務を超えてはならない。

以上のような仮倒産管財に関する規定を設ける理由について、第一報告書は以下のように説明する 避され⁽³⁾ それ故、 えるべく、 倒産裁判所は倒産手続開始に関する裁判を迅速に行うべきではあるが、それでもその調査には多少の時間を必要とする。 保全処分特に保管 (Sequestration) の実際的意義に適合するものではない。同条は、 申立てから手続開始までの時間における仮の保全処分は、今後も重要な役割を果たすであろう。現行KO一〇六条 補強を必要とする。それによって、現行規定の不十分さから生じ、手続に著しく負担をかけるような疑問点も回 保全処分に十分な法的基盤を与

るのではなく、)のではなく、KOと同様、倒産裁判所による手続開始要件の裁判を必要としている。従って、手続申立てから開即ち、倒産法委員会報告書における倒産手続は、(仮に自己破産であっても) 手続の申立てにより当然に開始す

保全処分と変わるところはない。 な制度を採用せず、KOと同様の保全処分制度を維持することにしたわけである。その意味では、「仮倒産管財」 の名を与えられても、手続開始申立てから裁判までの債務者の財産状態の悪化の防止という基本的目的は、 始までの財産保全のための制度が必要となるわけであるが、その際倒産法委員会は、 アメリカ法の自動停止のよう K O の

続(債権者の平等な満足を達成する手続)を実施するための準備としての意義をも有している。 説明が、「KO一〇六条が保管の実際的意義に適合的ではなかった」ことを指摘するのも、その点に関わると思わ を与える趣旨で構築し、これに財団保全にとどまらない、手続の実りある形での実施という目的を盛り込んだので のKO一〇六条の不十分さは否めない。そこで、 考えられたのである。そのために、第一章で見たような議論の展開を見た。しかしいずれにせよ、法的基盤として の破産」への対抗策を全て保全処分に求めることはできないが、それでも保全処分の充実は有効な対抗策の一つと は、「破産の破産」を克服し、利害関係人を納得させられる形で手続を実施することはできなかった。勿論、 れる。即ち、 要綱一・二・三の第一項は、「財団の保全」のみならず、「倒産手続実施」を制度の目的としている。 K○一○六条は「財団の保全」を目的とするものであった。勿論、 倒産法委員会は、仮倒産管財の制度を保全処分に十分な法的基盤 同条に基づく保全処分は、 しかしそれだけで 破産手 「破産

継いだ、と。 続に適合した制度に発展させるべく、KO一〇六条、VgIO一一条ないし一三条、五七条以下、 三五年の和議法。Vergleichsordnung)の仮和議管財(vorläufige Vergleichsverwaltung)とを、 前述の立法理由からすれば、 そして、仮倒産管財の内容に関しては、報告書は以下のように説明する。即ち、 即ち、 仮倒産管財の内容の形成に当たっては、KO・Vg10双方の規定が斟酌されている。 主としてKO一〇六条とそこでの解釈論をベー スにしたものと考えられる。 KOの保管と、 一〇六条を引き V g I O 統一的倒産手 <u>_____</u>九

(名城 '09) 58 - 3 - 4

各項の説明

告書」と称す)の説明を見ることにする。 以下では、要綱の内容のうち、 本稿の関心の対象となるものについて、 倒産法委員会第一報告書 (以下 第一 報

論

「倒産手続実施」のための企業継続

る措置」という文言が新たに加わっている。これに関する第一報告書の説明を以下要約する。 KO一○六条一項二文に似るが、 幾つかの差異がある。 まず、「倒産手続実施のため不可欠なあらゆ

を拡張している。 は暫定的な企業継続のために、保全処分を講じることができるべきである。この意味で、第一項は、 ために望ましいこともある。従って裁判所は「財団保全」のためのみならず、「倒産手続の実施」のため、 また、清算手続が見込まれる場合にも、原材料や半製品を加工し価値を高めるべく、暫時企業を継続することが、 ればならない。もっとも、企業の更生能力を維持するためには、それ以上に、可能な限り経営を維持することが必要である。 かを問わず、債務者の法律的行為や個々の債権者の執行処分によって全債権者の不利益に財団が縮減することを防止しなけ 従って裁判所は、可能性のあるいずれの手続目的をも考慮しなければならない。即ち、清算手続・更生手続のいずれに入る 統一的倒産手続においては、申立後もさし当たり、企業が破産的に清算されるかそれとも更生されるかは未決定である。 KO一○六条一項二文 特に持続的また 債権者の

足りた。 続の申立てがあれば手続の帰趨は一義的に定まっており、保全処分も清算という一義的な目的に向けて運用すれば 手続開始後である (要綱一・一・一 (二))。従って、 この説明からは、保全処分の性格がKOのそれとはやや異なっていることが明らかになる。 しかし、 倒産法委員会の採用する統一的倒産手続においては、清算か更生かの手続方針が決定されるのは 手続申立後開始決定までの段階では、 その方針が明らかとなっ 即ち、 K O では、

ることはできなくなる。従って、 しておくことも考えられる。 ていないわけである。そうすると、建前としては、保全処分を、清算・更生のいずれかを念頭に置いた形で運用す 保全処分の制度を構築する際にも、 現状固定を中心とした消極的な内容のものと

置を講ずべきは自明である。そして、清算手続が選択されるような場合でも、「原材料や半製品を加工し価値を高 全処分を仮倒産管財制度の中核とした。即ち、更生手続が選択されるのであれば、この段階で業務継続のための措 務を認める議論 (第一章第六節第一款参照) を念頭に置いたものであろう。 算手続においても業務継続こそが債権者のためになるという考え方は、KOの下での保管人に業務継続の権限・ めるべく、 しかし倒産法委員会は、「持続的または暫定的な企業継続」というコンセプトを打ち出すことにより、管理型保 暫時企業を継続することが、債権者のために望ましいこともある」というわけである。このような、

2 保全処分の内容的限界としての「不可欠性」

すれば以下の通りである。 次に、倒産手続実施のために「不可欠な (unumgänglich)」措置 (一項後段) というのは、 (dienende)」あらゆる命令 (一項前段) というのと、 表現を異にしている。これに関する報告書の説明を要約 財団保全に「資す

倒産裁判所は倒産手続実施のために不可欠な措置のみを講ずることができるとした。 開始後に初めてなすべき手続目的 (清算・更生) に関する判断を先取りするほど広範であってはならない。従って第一項は、 仮倒産管財の措置は、倒産財団の存続及び倒産手続の実施という目的によって限定され、手続開始の全ての効果や、 手続

(報告期日における債権者集会による清算・更生の判断) この説明からは、 手続開始の全ての効果を保全処分によって先取りすることは許されず、また手続目的に関する判断 「不可欠な」という文言が、 保全処分の内容的限界を画する要件としての意義を有することが の余地を限定してしまうような最終的な措置を行うこと

(名城 '09)

58 - 3 - 7 (名城

58 - 3 - 8

'09)

(名城

るしかないこともあろう。 始後の報告期日においてなされるところ、手続開始前の保全措置の程度によってはいずれか (特に清算) の道をとも許されないということである。第一報告書の採用する統一的倒産手続においては、清算か更生かの判断は手続開 意義があることになる。 従って、 保全処分に限界を画することは、 開始後の倒産手続の意味を失わせない

保全処分の内容的規律

論

説

発令すべき保全処分の内容に関し、 報告書は以下のように説明する。

債務者や債権者の権利を過大に侵害する措置は、避けるべきである。 欠な程度に限定することを可能にするようなフレキシブルな規制を行うためである。ただ、不必要に費用のかかる措置や、 的に効果が発生するのではなく、裁判所の裁量によらしめたのは、個々の事案の特性にできるだけ対応し、 裁判所は、その義務裁量に従って保全処分を選択するが、仮倒産管財の保全目的によって制限される。 法律によって自動 同時に必要不可

置しその判断に委ねる余地も否定されたわけではない。 権者委員会選任の余地を全否定するわけではないので、 報告書は例として、開始手続において(仮)債権者委員会を選任することは、通常は不要であるとする。 原則、手続開始後の機関として捉えられているのだろう (要綱一・三・一・七参照)。 仮倒産管財で講ずべき措置によっては、 債権者委員会を設 ただ報告書も債

明は、 第二項は、 以下の通りである。 一般的処分禁止、 仮倒産管財人の選任その他の主要な保全処分を列挙する。 本項に関する報告書の説

第二項は、 最も重要かつ重大な保全処分を掲げる。 それらは、 手続開始の個々の効果を開始手続に先取りする点で、

する。 それは仮倒産管財の保全目的を超えることはできない。 明らかとなった場合に、適切であり得る。他の保全処分 (例えば、債務者のパスポートの剥奪) は、適法である。 手続開始の効果に接近する。それは、 あらゆる措置は、単独で、 または他のものと共に発令することができる。全ての措置を組み合わせれば、 例えば、債務者が逃亡した場合、または債務者が無能である (unfähig) ことが 仮倒産管財 しかし、

せることで手続開始の効果に接近することをも容認している。 処分禁止と組み合わせて発令されることで債務者の財産処分権を剥奪することになるから (四項)、 られたのであり、 始による効果の先取りである。ここに、KOとは面目を一新し、 第一報告書は、二項所定の保全処分がそれぞれ手続開始の効果の先取りであるとし、 それは後に見るように現行倒産法にも受け継がれている。 なかんずく、仮倒産管財人の選任は、 旧法における保管人の権限の不明確さの解消が図 しかもその全部を組み合わ まさに手続開 それが一般的

第三項

一報告書は、 三項に関し、 まず以下のような要旨の説明を行う。

して処分権が残るのに対し、 に応じて、 的地位において、三つの段階があり得る。つまり、 (Geschäftskonto) に関する全ての債務者の処分を、 特定もしくは全ての行為について仮倒産管財人の同意を得てのみ行える旨を命ずることができる。 (Zustimmungsvorbehalt) じよっし、 三項一文は、 仮倒産管財人の権限が強化される。同意留保と一般的処分禁止との区別は、 債務者の処分権を、二項cによって一般的処分禁止を課する代わりに、 一般的処分禁止の場合にはそれが剥奪される点に存する。 制限しうることを規定する。倒産裁判所は、個々の場合の状態に応じて、 特別の同意留保、 仮倒産管財人の同意にかからせることができる。従って、 一般的同意留保、 そして一般的処分禁止である。 同意留保の場合には債務者に原則と ただし債務者は、 特別または一般的同意留 例えば、 債務者の法 業務口座 債務者が それ

らかにする。同意留保と一般的処分禁止の差異は債務者の処分権剥奪の有無の点にある。 この説明で、報告書は、債務者の行為制限のあり方について、 一般的に仮倒産管財人の同意を要する場合、そして一般的に処分を禁止される場合の三段階があることを明 特定の行為について仮倒産管財人の同意を要する

産管財人 (「弱い仮倒産管財人」と称される) の区別がなされたわけで、 継がれている。 のである。 など)と、 は保管人の権限内容の精緻化を目指していたが、そこでは保管人の管理処分権を肯定するアプローチ (Gerhardt 権限に関する見解の対立を髣髴させる。すなわち前述したように (第一章第四節第二款)、いわゆる第二期の学説 ここに、 このような債務者の行為制限のあり方、 管理処分権の帰属する仮倒産管財人 (「強い仮倒産管財人」と称される) と同意権のみが帰属する仮倒 倒産法委員会のメンバーでもあるこれらの論者の対立がここでの規律に反映したことは想像に難くない。 保管人に債務者行為への同意権のみを認めるアプローチ (Henckel, Uhlenbruck) とに大別されていた 及び仮倒産管財人の権限規律のあり方は、旧破産法下における保管人の かかる区別はドイツ現行倒産法にも受け

四第四百

債務者・仮倒産管財人の地位について規定する。 第四項は、 仮倒産管財人に移転することになる。 同意留保の場合の第三項に対応し、 報告書によれば、この場合、債務者は財産に関する処分権を喪失 一般的処分禁止が発令されかつ仮倒産管財人が選任された場合の

否に付き前述のように議論があったが、 債務者に一般的譲渡禁止が発令され、 第一報告書は、 かつ保管人が選任された場合につき、 一般的処分禁止が発令されかつ仮倒産管財人が選任された 保管人に処分権が移転することの可

場合に、仮倒産管財人へ処分権が移転する旨明示したのである。

になる。 一般的処分禁止の発令及び仮倒産管財人の選任による仮倒産管財人への処分権移転は、倒産手続開始及び倒産管財 一〇第一項)、倒産財団所属財産に対する債務者の管理処分権は倒産管財人に移転する (同第二項第二文)。 人選任による倒産管財人への管理処分権移転と対応する関係にある。 この点、倒産手続が開始すると、開始決定は原則として破産法における破産宣告決定の効果を有し (要綱一・二・ 保全処分が手続開始の効果を前倒しすること 従って、

管人に管理処分権が移転するとしつつ、その管理処分権の内容は保全の目的に限定されたものとしていた。そのた ところである。 が背景にあるとすれば、 象たる事項については債務者の同意でも不十分と解していたのである (第一章第四節第二款一)。このような議 め彼は、通常の用法に従った管理を超えるような保管人の処分に債務者の同意を必要とし、また、 「管理処分権」と同じ内容のものであるかが分からないためである。KOにおける学説、例えば Gerhardt は、 もっとも、 そのように断言するには未だ考慮を要する。それは、 仮倒産管財人への処分権帰属を認めるに際しては、 仮倒産管財人の「処分権」が、 処分権の内容に関する説明が望まれ 債権者自治の対 倒産管財人の 保

この点、 「処分権」 の内容に関する報告書の立場は、 後述の第六項第二文に関する説明から窺うことができる。

五 第六項

第六項は、仮倒産管財人の義務、及び権限に関する規定である。

仮倒産管財の保全目的に対応した義務である。(ヨラ まず第一文は、一般的処分禁止 (二項で) が発令された場合の、 特に、 企業の継続を保全するという義務は、 仮倒産管財人の任務範囲を定める。 保管人について業務継 þ C

'09) 58 - 3 - 10

勢が窺える。

業継続を権限にとどまらず義務であると明記した点に、倒産手続の実施を充実ならしめるという倒産法委員会の姿 らかではない。 『の権限を認めるKOの下での判例・通説 (第一章第六節第一款参照) をベースとしているものと思われるが、 ただ、 企業を閉鎖することが認められるのか、認められるとすればどのような要件によるのかは、 企

判所が指定する (第四文)。このような柔軟な規制にしたのは、同意留保の場合には債務者が基本的に財産処分権 令時の仮倒産管財人の義務即ち本項一文aないしcの義務を超えてはならないとされる (第五文)。 のだという。同意留保の効果がより弱いものであることで、この場合の仮倒産管財人の義務は、一 を有するので、 る義務である。これに対し、 c 各号の義務は、 仮倒産管財人の任務範囲も一般的処分禁止発令時と比べ小さいということがあることを考慮したも 同意留保が発令された場合には、仮倒産管財人の義務は個々の事情に応じて、 一般的処分禁止の発令と共に選任された仮倒産管財人については、法律上当然に生ず 般的処分禁止発 倒産裁

次に、 仮倒産管財人の権限については、第二文・第三文が規定する。これに関する報告書の説明を、 以下に要約

のみが一般原則に従い無効となる。 その権限を越えたとしても、第三者に対する関係ではその行為は原則として有効であり、 強調する。彼は、保全目的及び彼に課された義務によってカバーされるような行為のみを行うことができる。 認) を顧慮しなければならないということである。第三文は、仮倒産管財人が、仮倒産管財の保全目的に拘束されることを 四・二の手続法上の制限 (倒産裁判所の同意、債権者委員会 -仮倒産管財人の権限は、第二文、第三文において、 既に開始手続において行うことのできる-一般的に限定されている。第二文からは以下のことが明らかになる。 企業の一部または全部の譲渡の際、仮倒産管財人は、要綱一・三・ 開始手続において例外的に選任することができる 明らかに倒産目的に背馳する行為 ただし、 の承

倒産管財人の権限を超えない」という規定である。 以上の説明のうち、第二文に関する説明が注目される。 第二文は、「仮倒産管財人の権限は、 事前手続におけ

込みがある場合には更生手続開始決定がなされ、更生の見込みがない場合には破産手続開始決定がなされる (要綱 (一・三・一・二第二項)。事前手続は、債務者に更生能力がない場合または更生の見込みがないことが明らかな場 更生を困難にする可能性がある全ての処分を慎み、また、債務者企業の経営をできる限り継続しなければならな 倒産手続開始に際しては倒産管財人が任命され (要綱一・三・一・一)、 全部または一部の譲渡をすることができる (要綱一・三・四・二)。 が企業の状態及び更生の見込みについて報告する期日を定める (要綱一・三・四・三)。そして、 合には行われず、この場合には倒産手続開始と同時に破産手続を開始する (要綱一・三・四)。裁判所は、管財人 所属財産を占有・管理し、債権者表を作成し (一・三・一・二第一項)、事前手続中は管理処分権の行使に当た 続である (要綱一・一・一第二項) (これに対し「開始手続」とは、手続申立後開始決定までの手続段階を指す)。 一・三・四・四)。 ところで「事前手続」とは、倒産手続開始後に、更生・清算のいずれを選択するかを決定するために行われる手 倒産管財人は、事前手続において、 裁判所の同意・債権者委員会の承認等の条件の下、 倒産管財人は手続開始後直ちに倒産財団 更生の十分な見 企業の 1)

限りで行使するもので、更生を困難にする可能性がある処分は許されない。第四項で仮倒産管財人に移転する「処 してはならない」として、 分権」の内容も、 している。事前手続における倒産管財人の管理処分権は、「債務者企業の経営をできる限り継続」するのに必要な 第一報告書は、以上のような事前手続における倒産管財人の権限を、仮倒産管財人の権限が超えてはならない これと同様のものと思われる。 仮倒産管財人の権限行使に独自の拘束をかけている。 もっとも要綱は、六項三文で「第一項の手続目的に反する行為を لح

第六項二文に関する第一報告書の説明は、 続けて、 既に開始手続において行うことのできる

> '09) 58 - 3 - 12

説

論

ある。

の維持に至る可能性があるからである。 ればならない。しかし、企業の包括譲渡は、倒産手続の開始段階においても排除されるべきではない。蓋し、債権者はその る裁判所の判断を先取りするものである。それ故、包括譲渡は、事前手続においては例外であり、特別の留保に係らせなけ 債務者企業の包括譲渡は、更生の可能性を排除する、破産的清算の一形態である。従って、包括譲渡は、手続目的に関す 更生よりも著しく有利な地位を得る可能性があり、 かつ、譲渡は製造所 (Produktionsstatte) や職場 (Arbeitspläatze)

といえよう。 続上の制限 (裁判所の同意及び債権者委員会の承認) がかかることになるというのであり、 るのである。それ故、 めたのである。 も大きいものである。倒産法委員会は、そのために、利害関係人の手続保障に配慮しつつ、早期の企業の譲渡を認 に関しては、 企業の包括譲渡は、それだけで手続の帰趨を決する重要な行為である一方で、時機を逸したときの「逸失利益」 開始手続における処分権を有する仮倒産管財人は、 そしてその趣旨を、倒産手続開始前における仮倒産管財にも及ぼしたのである。 つまり企業の譲渡 仮倒産管財人による企業の譲渡の際にも、 事前手続における倒産管財人に対するのと同じ手 事前手続における倒産管財人と同一の地位を有す 非常に注目すべき立場

渡以外の重要な行為、 このように、 を、 仮倒産管財人の権限内容をある程度明らかにすることができる。 仮倒産管財人がなし得るのか、 例えば不動産や全倉庫商品の譲渡など、債権者委員会の承認事項となっている行為 (要綱一・ その場合の要件如何といった点は明らかではな ただし、企業の全部または一部譲

一九九四年ドイツ倒産法における仮倒産管財人の地位と権限

○月五日に公布されるというものであった。て一九九四年四月二一日に連邦議会で可決、 府による草案(Gesetzentwurf der Bundesregierung)が連邦議会に提出され、連邦議会法務委員会の勧告等を経 s O の規定は条文番号のみで示す] の立法過程は、 ドイツの現行倒産法(Insolvenzordnung vom 5.10.1994)[InsOと称す。以下、 一九八九年一一月の同参事官草案 (Referentenentwurf) を経て、 現行法は一九九九年一月一日に施行された。 更に連邦参議院の批判と両院協議会への委託等を経て、 一九八八年八月の連邦司法省倒産法改正法討議草案 (Diskussi-一九九二年四月一五日に連邦政 特に指摘しない限り、 一九九四年一 Ι

な規制と異なり、市場に適合的で、より高度な経済効率を保証するという認識がある。 現である。その背景には、清算か更生かという換価方法に関する関係人の私的自治的判断こそが、裁判官の公権的 創造への道」といったスローガンで表現される、倒産処理における関係人の私的自治的判断のできるだけ完全な実 に欠陥のある構造を取り除くことにあった。即ち、「倒産法の非規制化への道」とか「倒産処理の市場適合性への InsOの優先的目的は、東ドイツと西ドイツにおける法統一の実現と並んで、旧破産法・和議法の規律政策的

に対して共同の満足を与えることを目的とする」という目的規定 (一条) を設けることで明らかにしている の収益を配当し、 シアチブ、 始段階における債権者集会による倒産手続遂行の方針 (清算か更生か) の決定、及び、倒産計画作成の選択及びそ の内容形成 (従来の経営者を維持したままの更生か、譲渡による会社更生か、清算か) かかる目的を基盤とするInsOの手続的特徴は、破産・和議という複線性を廃した統一的な倒産手続、手続開 破産法の下で問題とされた財団不足への対処も、 といった点に現れている。このような趣旨を、 あるいは倒産計画において特に企業の維持のための異なる規律を定めることで、 Ι n SOの目的の一つである。 InsOは、「倒産手続は、債務者の財産を換価してそ そのために、 における手続関係人のイニ 倒産開始原因の拡 債務者の債権者

'09) 58 - 3 - 14

58 - 3 - 15 (名城 '09)

分担金の負担)等が、Ins0において実現されている。 (「差し迫った支払不能」の新設)、否認権の強化、及び担保債権者の法的地位の変更 (自己換価権の剥奪) 費用

条文

InsOの保全処分に関する規定のうち、 本稿の関心となるものを見ていくことにする圏

第二一条 保全処分の命令(Anordnung von Sicherungsmaßnahmen)

- (一) 倒産裁判所は、申立てに関する裁判まで債務者の財産状態についての債権者に不利な変更を防止するために、 られるあらゆる処分を講じなければならない。 必要とみ
- (二) 裁判所は特に以下のことをすることができる
- 仮倒産管財人を選任すること。この場合には第五六条、第五八条から第六六条までの規定を準用する
- 2、債務者に一般的処分禁止を課すこと、または、債務者の処分が仮倒産管財人の同意によってのみ有効である旨の命令 をすること;

[略]

(三) [略]

第二二条 仮倒産管財人 (vorläufiger Insolvenzverwalter) の法的地位

- (一)仮倒産管財人が選任され、 ればならない: (Verwaltung- und Verfügungsbefugnis) は仮倒産管財人に移転する。 かつ、債務者に一般的処分禁止が課されたときは、 この場合、 仮倒産管財人は以下のことをしなけ 債務者の財産に関する管理処分権
- 債務者の財産を保全し、 かつ維持すること

2、債務者の経営する企業を、倒産手続開始に関する裁判があるまで継続すること、 ために倒産裁判所が企業の閉鎖に許可を与えたときはこの限りでない; ただし、 財産の著しい減損を避ける

- 3、債務者の財産が手続の費用を賄うことができるかを調査すること ; 裁判所は仮倒産管財人に、開始原因が存在するか ることができる。 及び債務者の企業の継続の見込みがどの程度存するかを、鑑定人としての資格で調査するよう、 追加的に委託す
- (二) 仮倒産管財人が選任されたが、 する。その義務は、 第一項第二文に基づく義務を超えるものであってはならない。 債務者に一般的処分禁止が課されていないときは、 裁判所は仮倒産管財人の義務を指定

(三) [略]

立法趣旨 - 保全処分観に関する第一報告書との違い

二一条に関する立法理由は、大要、以下のように述べている。

が疎明されていることが必要である。これに対し、申立ての理由具備性 (Begründetheit) は、開始原因が裁判所によって 合には、これらに加えて、 始できるのである。 確定されることを要件とする。 ければならない。それは、 倒産手続開始の申立てを受理した倒産裁判所は、KO・VgIOと同様に、まず申立てが適法であるかどうかを審理し 手続開始に関する法的利益が存在し、さらに開始原因 (支払不能、 申立人の申立権、裁判所の管轄、及び債務者の倒産能力が存する場合である。 かかる要件が存在し、 かつ手続費用が賄われることが確定したときに初めて、 債務超過) 及び申立人の債権 債権者申立ての場 倒産手続を開

裁判所は新法の規定に基づき、 開始原因及び手続費用を賄う財産の存否の確定には、 その間の債務者の財産状態の悪化を防止するための措置を講ずる可能性を有する。 一定の時間を要する調査が必要になることがある。 かかる場合には、 本条に対

'09) 58 - 3 - 16

(名城

58 - 3 - 17 (名城

産裁判所による手続開始要件の審理・確定を前提としており、そのために申立てから開始までの財産保全のため 制度を必要とするのである。 状態の債権者に不利な変更の防止とする。InsOも、倒産法委員会第一報告書と同じく、倒産手続開始に際し倒 立法理由は、 保全処分に関する規定の目的を、 倒産手続開始申立てに関する裁判が行われるまでの債務者の 射 **ത** 産

員会第一報告書の掲げる目的のうちの に対応するものがないように思われる。 のであろうか。 いることと無関係ではないであろう。それでは、 ように、InsOが、「債権者に対して共同の満足を与えること」を目的とし、 の防止」が目的とされている。Ins0の方が、債権者の利益ということをより強調している。これは先に触れた の目的とされているのに対し、 もっとも、 法の文言上は、 一見すると、Ins0の掲げる「財産状態の債権者に不利な変更の防止」という目的は、倒産法委 倒産法委員会第一報告書においては「財団の保全」と「倒産手続の実施」が保全処 InsO二一条一項においては「債務者の財産状態についての債権者に不利な変更 「財団の保全」の方に対応するようであり、 保全処分の目的は倒産法委員会第一報告書とInsOとで異なる 債権者の利益を前面に押し出して そうすると「倒産手続の実施」

干後退しており、 行うことを予定しているはずである。ただ、 仮倒産管財人の原則的義務としているから (二二条一項二号)、 野に入れた、 この点、第一報告書における「倒産手続の実施のために不可欠な措置」とは、 持続的または暫定的な企業継続を目的とする措置を意味していた。この点はInsOも、企業継続を 債務者の著しい財産の減少を防ぐために倒産裁判所の同意を得て企業の閉鎖をなし得ることになっ InsOの企業継続義務は、 仮倒産管財人が企業継続に向けたあらゆる措置を 倒産法委員会第一報告書のそれからは若 後の更生手続または清算手続を視

ている (第一報告書では、閉鎖は認められていなかった)。

処分の一環に過ぎない。従って、 それ自体に独立の意義があるわけではない。企業継続は、「債務者の財産状態の債権者に不利な変更を防止する」 SO立法者は、 つまり、InsOにおいては、企業継続は債務者財産の減少との兼ね合いにおいて認められるのであって、 「倒産手続の実施」を保全処分の目的として掲げなかったのではないか。 企業継続そのものは、保全処分の目的とはいえないことになる。 それ故に、 Ι n

優先するか、 産手続 (特に更生手続) 実施の準備のための制度として保全処分を捉えていたのと異なる。そして、このような第 債務者財産の保全= 現状維持のための制度として保全処分を捉えていることが分かる。この点、第一報告書が、 一報告書とInsOの立場の違いは、究極的にはその手続理念の違い では債務者財産の保全という目的の中に解消されてしまっているのである。このことから、InsO立法者が、 要するに、第一報告書においては保全処分の独立の目的となり得た「倒産手続の実施」即ち企業継続が、In 全ての換価方法 (再建・清算・譲渡による企業更生) を等価値とするか 企業所有者の再建 (企業清算の回避)を とも無関係ではないであ

限の このようなIns0 内容にも影響を及ぼして 立法者の、 LÌ る 現状維持のための制度という保全処分観は、 後に見るように、 仮倒産管財人の

第三款 仮倒産管財人の法的地位・権限

法委員会第一報告書のそれを基礎としているといってよ 〇のそれに比べれば飛躍的に充実している。ただ、 以下では、 具体的にI ns0における仮倒産管財人に関する規定を検討してい 規定の中身を見る限りは、I 特に討議草案においては、 ns0の保全処分の枠組は、 く。 Ι 同報告書の内容をほぼ忠実 n SOにおける規定は、 倒産

に踏襲していた (その後、参事官草案・政府草案を経る中で、若干の修正が行われている)。

InsOの規定を検討する上での視点は、以下の二つである。

同報告書の立法理由を援用することには注意が必要であろう。 者満足の一手段でしかない。このように、明らかに基本理念の変更がある以上、InsOの規定解釈の一助として (Vernetzung) という基本理念の下に構想された倒産手続の枠内にある。これに対しInsOでは、倒産手続 目的として債権者の共同的満足が掲げられ、 第一に、 倒産法委員会第一報告書との関係である。同報告書の保全処分の枠組みは、 企業の再建ということは倒産処理手続の第一義的な目的ではなく債権 企業更生と再建の結合 \mathcal{O}

かということである。Ins0の規定により、Sequestration に関する破産実務におけるプラグマティックな取扱 むしろ新たな問題が生じていないか、検討する必要がある。 いが、法的規律に高められたとされている。 第二に、 KOの保全処分に関する法の規定とそれにまつわる議論が、InsOの規定にどのように反映してい しかし、 KOの下での問題点がInsOによって全て解決されたのか、 る

立法理由

度とし、その法的地位、権限、義務を法定する意図で設けられたことは明らかであろう。 ることができる (InsO二一条二項一号)。 一報告書の路線の継承を意味する。 債務者の財産状態の債権者に不利益な変更を防止する措置の一環として、 仮倒産管財人の制度が、KOの解釈に基づく保管人を実定法上の制 それは、 仮倒産管財人を選任す 倒産法委員会第

仮倒産管財人の法的地位の詳細 権限・義務 に関しては、二二条が規定する。

仮倒産管財人が選任され、 かつ一般的処分禁止が発令された場合、 債務者の財産に関する管理処分権

(二一条二項二号) が発令されていれば、仮倒産管財人は債務者の処分に関する同意権を有することになる。 仮倒産管財人には移転しない。この場合には、債務者の処分が仮倒産管財人の同意を得てのみ有効である旨の命令 (Verwaltung-und Verfügungsbefugnis) は仮倒産管財人に移転する (二二条一項一文)。 が発令されることなく仮倒産管財人が選任されるときは、債務者の財産に関する管理処分権は債務者にとどまり、 一般的処分禁止

第三項、 はない)が仮倒産管財人に移転すると明示的に規定したことは、 このような仮倒産管財人の権限の段階構造は、 四項参照)。特に、仮倒産管財人の選任及び一般的処分禁止の発令により、管理処分権 (「処分権」のみで 倒産法委員会第一報告書を踏襲するものである (要綱一・二・三 KOと参照してやはり意義があるというべきであ

管理処分権について、 では、その場合の仮倒産管財人の「管理処分権」とは、 立法理由を見てみよう。 いかなる内実を有するものであろうか。 仮倒産管財人の

がこれに属する。 を行使することができる (一項二文一号参照); 例えば、 もっとも、仮倒産管財人は、手続開始に関する裁判までの財産保全という目的に必要であるという限りでのみ、 債務者に一般的処分禁止が課された場合には、仮倒産管財人は既に債務者の財産に関する完全な管理処分権限を取得する。 傷みやすい物品の緊急売却 (Notverkauf verderblicher Waren) 管理処分権

を、Ins0は踏襲したものとの評価が可能であろう。少なくとも、 うことに対しては、 のために必要なあらゆる措置をなす権限がある」というものであった (第一章第五節参照)。 人の権限の理解は、「保管目的の枠内で、債務者財産の維持、保管 以上のような説明によって想起されるのが、保管人の権限に関するBGH判例である。 学説においても異論がないものと思われる。 (Bewahrung)´ かかる権限が仮倒産管財人に認められるとい 及び通常の用法に従った管理 BGH判例における保管 かかるBGHの立場

(名城 '09) 58 - 3 - 20

全処分段階における倒産処理の前倒しに消極的だからであるとの推測が成り立つ。 立つのであり、 のために仮倒産管財人に十分な権限を付与しておく必要がある。倒産法委員会第一報告書はまさにかかる考え方に かつ効果的な倒産処理を目指すのであれば、保全処分段階における倒産処理の一部前倒しを容認せざるを得ず、 からは、先にも触れたように、立法者の非常に消極的な保全処分観を看取できよう。つまり、仮にできるだけ早期 しかし、Ins0の立法者は、少なくとも表面的には仮倒産管財人にそのような権限を認めていない。これは、 立法者 (正確には政府草案起草者) が仮倒産管財人をこの程度のもので十分であると考えていたとすれば、 利害関係人の利益保護に配慮しつつ、仮倒産管財人による企業の包括譲渡の可能性を肯定している。 そ

考え方に立つとすると、倒産法委員会第一報告書が「事前手続における倒産管財人の権限」を限界としているのに われても良かったはずであるが、 KOの保管人の権限に関するBGH判例が保管人の管理処分権について「保管目的」という限界を設定した後に行 には、立法理由にいう「財産保全の目的」の内容をどのように理解するかにかかることになる。 管財人の管理処分権の内容をこれに限る趣旨ではなかった、との考え方もあり得ないではない。 勿論、それは政府草案起草者が誰にも批判を受けないような典型例を示しただけであって、実は起草者は仮倒産 InsOは特別な限界を規定していないことが問題となろう。そこで、管理処分権の限界を設定するため KOの下では必ずしも本格的にはなされていなかった。 仮に、そのような この点の検討は、

|| Pohlmann の見解

(Sicherungszweck) ということの中には二つの意味が内包されているとする。 InsOの規定に則して「保全目的」の内実を検討したのが Pohlmann (雲) である。 彼は、 保全目的

うことである (価値維持利益 (Werterhaltungsinteresse))。これは、 値維持利益の保護であろう。 いう、手続開始後の倒産管財人に課される任務に対応するものである。通常、(単) 即ち、第一に、倒産に関わる全ての利害関係人の利益のために、 債務者財産の全体としての価値を維持すると 全ての倒産債権者の平等の満足を目指す 保全目的として想定されるのは、

体的な財産状態が変更されてはならないということである (現状維持利益 (Bestandserhaltungsinteresse))。 らずまたはそれに反して換価し、 て可能でなければならない。そうだとすれば、仮倒産管財人は原則として、管理財産の目的物を債務者の意思に れは、保全処分が発令される段階においては、 してはならないというのである。 ⁽⁵⁾ からである。手続の開始に至らなかったとき、 しかし、Pohlmann によれば、保全目的にはもう一つの意味が加えられるとする。 債務者が構築した具体的な財産の現状 (konkreter Vermögensbestand) を解体 債務者の倒産が確定されておらず、手続が開始しない可能性がある 債務者はその財産で従来と同様に業務を継続することが、原則とし 即ち、債務者のために、

とになる。 る。 方向性を大きく変える措置を仮倒産管財人が行う場合、債務者の現状維持利益との調整が必要になる。 前記立法理 合、この債務者の現状維持利益への配慮が必要となるということが、手続開始前の財団保全の特徴であるというこ このように、手続開始後に倒産管財人が倒産財団所属財産を占有・管理する (InsO一四八条) と比較した場 その場合には、債務者が自己の財産に設定していた目的ないし方向性が問題になる。 「傷みやすい物の緊急売却」を管理処分権行使の一例として掲げるのは、 かかる債務者の現状維持利益 かかる財産の目的

に鑑みると理解できる。かかる措置は、債務者の設定した財産の目的を大きく変えるものではないからである。 以上の Pohlmann の議論は、保管人の権限行使の際に斟酌すべきとされた利害関係人 (債務者・債権者) の利 の中に取り込もうとするものである。

'09) 58 - 3 - 24

分配を、保管人の権限行使に反映させようとの議論が有力であった (第一章第四節第二款参照)。このような議論 システムとして他の機関による掣肘が望ましいと考えられるような重要な事項もあろう。従って、それぞれの利益 ことになる。 を、Ins0の仮倒産管財人についても当てはめるべきとするのが Pohlmann の立場である。 したとき、仮倒産管財人はその権限行使に当たってこれらの利益が不当に侵害されないか吟味しなければならな このように、保全目的の意味を全利害関係人のための価値維持利益・債務者のための現状維持利益の二通りに解 望ましい掣肘のあり方を考える必要がある。この点、KOでの解釈論においても、 しかし、そのように仮倒産管財人の注意義務に解消できる事項ばかりではなく、 破産手続における権限 中には、 倒産手続 (D)

Pohlmann の見解による、仮倒産管財人の権限行使のあり方は、大要以下の通りである。

その際、債務者の同意も、 一項二文一号)を、 (価値維持利益の観点からの) 保全目的に基づき必要とされる措置は、原則として仮倒産管財人が単独でなし得る。 ――二二条一項一文に基づき彼に移転された ――完全な管理処分権限に基づき履行しているに過ぎない 倒産裁判所の許可も要しない。蓋し、その場合仮倒産管財人は、その保全任務 (In 80二二条

許可を要する (一六〇条類推)。 : (一六一条一文類推)、その措置に対する異議を倒産裁判所に申し立てることができる (一六一条二文類推)。 価値維持利益の観点からの保全目的に基づき必要とされる措置でも、特に重要なものである場合には、 債務者は、 倒産裁判所の許可の前に、仮倒産管財人からなすべき措置についての通知を受 倒産裁判所の

これは、 概ね、以下のような考慮に基づくものである。 即ち、 倒産手続開始の確定していない段階では、 債務者の現状維

ができる。 開始手続における債権者利益の保護は倒産裁判所の任務とする趣旨であると解すべきである。こうして、『記》 参照) も手続開始前には認められていないと言わざるを得ない。この点、立法者は、手続開始後には債権者委員会の同意事 産の価値維持の利益は、仮倒産管財人によってのみ保障されているのであり、義務の違反の際に仮倒産管財人の責任を問え 与権限は手続開始後よりもより広いということはない (手続開始後ほどの保護を受けるわけではない)。通常は、債務者財 を平等に保護する任務を負う倒産裁判所が、債務者の利益を守らなければならない。一方、債権者は開始後の手続において 提供する(同条二文)のが妥当である。それによって、債務者の意見を、仮倒産管財人や倒産裁判所の判断に反映すること 一六一条を援用し、債務者への事前の通知 (同条一文) を要求し、かつ債務者の申立てによる措置の仮の差止めの可能性を ステムに則り、倒産裁判所が全利害関係人 項としている (一五八条一項) 企業閉鎖を、手続開始前には倒産裁判所の許可事項としているから (二二条一項二文二号)、 しているが、債権者の範囲が確定されていない以上債権者集会の招集は不可能であるし、債権者委員会の設置 (六七条一項 における一六○条、一六一条の保護システムを参照できる。一六○条は、債権者委員会もしくは債権者集会の関与を必要と るに過ぎない (二一条、六〇条)。 が未だ確定していないために) 債務者財産が債権者の共同の満足に未だ供されていない開始手続においては、その形式的関 さえ「特に重要な法律的行為」(一六○条参照) の場合にしか倒産管財人の経済的処分を掣肘できないので、(倒産手続開始 持利益が重視されるため、それを著しく侵害するような措置を仮倒産管財人が行おうとするときは、中立的に全手続関係人 従って、 ―― 債務者・債権者 債務者・債権者の利益を合理的に保護するために、法技術的には、手続開始後 - の利益を保護すべきである。しかし、それだけではなく、 一六〇条の保護シ

債務者の同意を要する。これは、以下の考慮に基づく。 (価値維持利益の観点からの) 保全目的に照らして必要な措置とは言えないが、 経済的に有利な措置である場合には

債務者の倒産が未だ確定しないとき、債務者の現状維持利益は、 たとえそれが観念的性質を有するに過ぎず経済的に

(90)

譲渡可能性が存する場合でも、変わるところはない。債務者の同意により初めてその現状維持利益が後退するのであり、 仮倒産管財人は全利害関係人のために、単なる財産保全にとどまらず財産増殖措置ができるようになる。

開始前への前倒しというのは、筋の通った考え方であるといえる。 しようとする試みである。先に述べたようなInsoにおける債権者自治の強化に鑑みるとき、 以上のような Pohlmann の見解は、KOにおける学説と同様、関係人自治の趣旨を手続開始前の段階にも実現 関係人自治の手続

(名城

'09) 58 - 3 - 26

的場面でどのような結論をもたらすかは、この後で見ていくことにする。 る解釈論的試みも徒労に帰す可能性はある。ともあれ、 ただし、Ins0が手続申立てから開始までの手続的段階を、前述のように消極的に捉えているとすれば、 仮倒産管財人の権限行使のあり方につい て彼の見解が具体 か

第四款 仮倒産管財人の行う措置の具体例

以下では、 管理処分権の帰属する仮倒産管財人を念頭に、主な措置について検討する。

(二二条一項二文二号)。立法者は、特にこの企業継続が、「債務者の財産状態についての債権者に不利な変更を防 の下では、 止する」という保全処分の目的 (二一条一項参照) の達成のための中心的な措置であることを示唆している。 た従業員) (一) InsOでは、 の維持、 企業の継続によって、 (原料・半製品の完成等による) 個々の財団所属財産の価値の増加をもたらし、 企業継続は、 企業の組織的一体としての価値 (商号、 債務者財産の管理処分権が仮倒産管財人に移転した場合の義務の一つであ 顧客、 取引における優遇条件、熟練され ひいては破産 K O

手続における破産財団の有利な価格での換価 – 款参照)。このような企業継続に対する肯定的な価値判断を、 特に営業譲渡-InsOも意識していたことは疑いな - が可能になると説かれていた (第一章第六節第

直接二二条一項二文二号から導くことができる固有のものである。 仮倒産管財人の企業継続に関する権限は、債務者や倒産裁判所の同意を要件としていない。従って、その権限は

料債権など)。 産管財人が反対給付を請求した場合には、財団債務となる (同項二文。仮倒産管財人が雇用を継続する従業員の給 項一文。企業継続に必要な資金調達のために融資を受けた場合など)。また継続的債務関係に基づく債務は、 処分権の帰属する仮倒産管財人によって生ぜしめられた債務は、手続開始後は財団債務となる(InsO五五条二 そして、 企業継続に伴い生ずる債務が財団債務とされる旨の明文規定も置かれることになった。 即ち、 財産管理

の義務に反することになるという批判を受けたものと思われる。 きることになった。これは、企業継続によって損失が生ずる場合、二二条一項二文一号の債務者財産の維持・ 財人の企業継続義務の例外を認めている。即ち、InsOでは、一定の要件の下で債務者企業を閉鎖することがで (二) 以上の企業継続義務は、倒産法委員会第一報告書を踏襲したものである。 しかし、 InsOでは、 仮倒産管

に許可した場合に限り、 企業閉鎖は、「財産の著しい減少 (Verminderung) を防止するため」に必要であって、 適法である。立法理由は以下のように述べる。 かつ倒産裁判所がそ n (90)

望ましいことがあり得る。 かつ再建の見込みのない ればならない。 仮倒産管財人は、その選任前に経営が停止されていないときには、原則として開始手続の間、 ただし、 個々の場合においては、債権者の利益のために必要な場合には、 (keine Aussicht auf Sanierung) 企業を、開始手続において既に全部または一部閉鎖することが それは、 裁判所の許可によって、 許容されるべきである (一項二文二号)。 著しい損失 (Verlust) を計上し 債務者の企業を継続しなけ

る。逆に、そのような明白な状態がなければ、企業閉鎖をすべきでなく、企業継続の義務を履行しなければならな(g) 鎖を認める。この点、KOの下では、確かに破産裁判所の許可を得れば適法に業務閉鎖できるという見解も相当数 ろうか。 たりする見解も有力であった (第一章第六節第二款)。 存したが、 いということになろう。このことは、場合によっては仮倒産管財人に困難を強いる可能性も考えられないではない。 ともあれ法は、そのような経済的要件を満たし、かつ倒産裁判所の許可という手続的要件を満たせば、企業の閉 即ち、条文にいう「財産の著しい減少」とは、「著しい損失を計上し再建の見込みのない」状態を指すことにな 他方で債権者自治の原則に配慮したり、あるいは業務閉鎖の効果の重大性に鑑み債務者の同意を要求し かかる見解は、 InsOの解釈論にも影響を与えるのであ

述べる。 債権者も債務者も閉鎖に関する判断に関与することはできないと結論づける。 この点、Pohlmann は、二二条一項二文二号は開始手続における企業閉鎖に関する独立の完結的な規定であり、 まず債権者に関して、 以下のように

次に企業閉鎖の判断への債務者の関与可能性に関しては、 参照)として処理される。このような考慮は、手続開始前の仮倒産管財人による企業閉鎖にも及ぼすことができる。 には、 者に通知すれば、単独で企業閉鎖を行うことができるのである (一五八条二項一文参照。ただし債務者の申立てにより裁判 所の命令で閉鎖措置が取り消されることもある。同二文)。これは、企業閉鎖を債権者機関が組織されるまで延期すれば著 員会の同意を要するとされている (一五八条一項)。しかし、債権者委員会が設置されていない場合には、閉鎖の前に債務 しい財産損失が生じうるために、企業閉鎖を緊急措置として行うべき場合があるという考慮に基づくものである。この場合 確かに企業閉鎖は、報告期日における債権者集会の決議事項で (一五七条)、かつ報告期日前の閉鎖については債権者委 債権者の利益は倒産管財人が斟酌しなければならず、不当に損害を生じさせれば倒産管財人の責任 (InsO六〇条 Pohlmann は以下のように議論を展開する。

所の関与を必要的なものとすることで対処している。これは、手続開始前においては手続開始後よりも債務者の利益を保護 そうすると、仮倒産管財人による企業閉鎖は、債務者自らがもたらした状況の経済的帰結、即ち理性的な企業家であれば当 結果債権者の利益を害する可能性が高いことから、妥当ではない。債務者の利益は、客観化された基準で判断すべきである。 要求するのが妥当である (一五八条二項類推)。 は関与できない。一五八条二項参照)。ただ、債務者に異議を述べる機会を与える意味で、仮倒産管財人に閉鎖前の通知を すべきであるという法の価値判断を表すものである(手続開始後の閉鎖においては、債務者の申立てがなければ倒産裁判所 然行うはずの判断に基づくものに過ぎない。その判断が不当なものであって債務者を害する可能性はあるが、法は倒産裁判 しかし、企業閉鎖を債務者の同意にかからせることは、特に同意の拒絶が必ずしも正当な動機から出るものではなく、 確かに、倒産手続開始が未だ確定していない手続開始前の段階では、債務者の現状維持利益を斟酌しなければならない。

二 財産換価

る。 であること、 三号、二二条一項一文、二四条一項二項、五五条二項など)。しかしそれは、開始後の手続の全面的な前倒しまで められない。 ある (一五九条参照)。従って、一般的処分禁止発令の有無を問わず、原則として仮倒産管財人には財産換価は認 許容するものではない。 , o s 第二に、倒産手続開始後の債権者の判断権(Inso-五七条)が先取りされるべきでないことであその理由は、第一に、倒産手続開始が確定しない限り債務者は回復不能な財産喪失から守られるべき KOに比べ、裁判所の保全処分による手続開始の効果の前倒しを広く認めている (二一条二項二号 特に財産の換価は、InsOにおいても、手続開始後における倒産管財人の中心的任務で

前出の立法理由からも明らかなように、 仮倒産管財人の管理処分権は、 手続開始に関する裁判までの財産保全と

る。(語)的かつ独立の換価権を認める 例を、「傷みやすい物の緊急売却」としている。従って、KOの下における第一期の論者の見解 -いう目的から必要とされる限りで、 (第一章第四節、 行使が可能なものである。立法理由も、仮倒産管財人の管理処分権行使の 第六節第二款参照)は、 InsOによって否定されたことにな 保管人に包括 典型

判所の関与を要しないものと見ることができる。そのような場合として、 続の一環として、二二条一項二文二号からその権限を導くことができよう。 過程で完成した製品の売却も、 い物の緊急売却、あるいは保存・貯蔵等に不当に多額の費用のかかる物の売却も考えられる。また、通常の業務の判所の関与を要しないものと見ることができる。そのような場合として、例えば立法理由の掲げるような傷みやす されよう。それは、二二条一項一文、二文一号から導かれる仮倒産管財人の独立の権限であって、 に照らせば、 それでは、 保全目的に必要な財産換価であれば、仮倒産管財人はその管理処分権に基づき行うことができると解 仮倒産管財人の財産換価権を、 それ自体は物の価値の保全に不可欠な措置とはいえなくとも、 いかなる内容のものとして解すべきであろうか。 まず、 財団のための業務継 債務者や倒産裁 前記立法理

(名城

'09)

58 - 3 - 30

要件とし、 の前述の枠組に従うとすれば、 次に、通常の業務過程にないが、保全目的 (価値の維持) のために行う物の売却についてはどうか。Pohlmann かつ債務者には通知して異議の機会を与える、ということである。 一六〇条、一六一条のシステムに乗せることになる。 つまり、 倒産裁判所の許可を

(価値が増殖される) ことを理由として行う売却についてはどうか。Pohlmann によれば、債務者の現状維持利益 利益を放棄したのであるから、 を害するため、 最後に、 その結果、 通常の業務過程になく、 その同意がない限り行えないということになる。 価値保全のために必要不可欠というわけではないが、 保全目的に内包された現状保護要素による管財人の権限への制約は、 しかも価値の維持のために必要というわけではないが、 即ち、債務者が同意したときには、 経済的観点から有益である換価措置が、 経済的に有利である 消滅したこと 債務者がその

蓋し、その場合にも勿論管財人は保全目的の価値維持要素に拘束され、 の類推により倒産裁判所の許可を必要とするからである。 開始手続においても可能になる。その場合、債権者はそれによって不利益を被ることはないと Pohlmann は説く。 特に重要な判断の際には追加的に一六〇条

に対しては最適でない換価の場合だけ損害賠償責任を負う。 (一六四条準用)。また仮倒産管財人は、 仮倒産管財人が一六〇条・一六一条等の制限を踰越した場合であっても、その行為の有効性は影響を受けな 換価に同意した債権者に対しては損害賠償責任を負わず、 その他の債権

における倒産管財人と同様の要件、即ち債権者委員会の承認・倒産裁判所の同意などを満たすことで、 くのが、BGHの判例であった (第一章第六節第三款参照)。これに対し、倒産法委員会第一報告書は、事前手続 観点から絶対必要であるという場合でなければ、保管人による事業譲渡が適法となる可能性がない。そのように説 人による企業譲渡を認めていた (本章第一節第二款五参照)。 〇の保管においては、債務者の同意があるか、または破産手続開始が確実に予測されかつ債務者財産の保全の 仮倒産管財

うことはできないということになろう。確かに、 にもかかわらず、 急売却」からは、 却に限定されるという-において触れてもいない。この点については、仮倒産管財人の管理処分権に関する立法者のイメージを Ι nsoは、仮倒産管財人による事業譲渡の適法性、ないしその要件について規定を置いてい 最もかけ離れたものであるし、 法があえて沈黙しているのは、 - 消極的なものと理解するとすれば、 それを許容しない趣旨であるとの考え方もあり得よう。 KOの下で判例・学説が事業譲渡に関して活発に議論を展開した 事業譲渡は、 立法理由が典型例として掲げる「傷みやすい InsOの下では、事業の譲渡を仮倒産管財人が行 いないし、 立法理由 緊急売 物の緊

(一) Gerhardt の見解

る自説 (第一章第四節第二款一参照) を踏まえ、大要以下のように説く。 しかし、Insoの下でも、 例外的に許される場合があるとする論者がある。 例えば Gerhardt は、 Κ O に おけ

益において債務者財産の保全のために絶対に必要なことでありうる」場合、二二条一項二文二号類推適用により、 始後より高額の収益が可能となる場合には、債権者にとっての損害は生じない。⑻ 所の許可があれば、債務者の同意を要せずに仮倒産管財人の事業譲渡が認められよう。手続開始前の譲渡によって、 ない。それゆえ債権者の利益は譲渡の際には代表されないだろう。ただ、譲渡が「経済的に裏付けられた、 企業譲渡には必要である。このことは開始手続には援用され得ない。譲渡に同意を与えうる仮債権者委員会は予定されてい 更に債権者の利益とその関与に関する問題が出てくる。一六〇条二項一号によれば債権者委員会ないし債権者集会の同意が 渡に対する債務者の同意によって彼の利益が代表されたことが保障されるので、仮倒産管財人の責任も排除されるだろう。 仮倒産管財人の権限制限の目的は、第一に、債務者利益の保全にある、けだし未だ倒産が確定した状態でないからだ。 倒産債権者の利 倒産裁判 手続開

にどうしても必要であれば二二条一項二文二号を類推適用して倒産裁判所の許可を得て譲渡ができるということで 要するに、 債務者の同意があれば譲渡ができるし、又は債務者の同意が得られなくとも譲渡が債務者財産の保全

(II) Pohlmann の見解

者に対する手続保障を要求する趣旨だと理解すれば、 要な法律的行為の一つとして、 (InsO一六〇条二項一号)、手続開始後の債権者自治に委ねるのが法の趣旨ではある。 他方で、債権者の手続保障があれば事業譲渡が許容される旨示唆する論者がある。⑻ 手続開始後であれば債権者委員会ないし債権者集会の同意を要する事項であるから 逆に手続保障があれば手続開始前でも行うことができるとの 確かに、 しかし、 事業譲渡は、 一六〇条は債権

結論も考えられなくはない。

mann は、事業譲渡に関しては以下のような議論を展開する。 この関連で、 「特に重要な法律的行為」についてⅠnso-六○条、-六-条の保護システムを活用する Pohl-

号類推に基づき倒産裁判所の許可が必要であるが、債務者の同意は不要である (ただし一六一条一文類推による通知は必要 いからである。このように、企業閉鎖の代わりに予防的に行う企業譲渡が原則的場合であり、その場合に二二条一項二文二 相当するか否かを、調べなければならない。というのは、債務者及び債権者は、企業閉鎖の場合より不利に陥ってはならな 仮倒産管財人は、譲渡による収益が、少なくとも企業閉鎖の場合の企業の仮定的残存価値 (hypothetischer Restwert) に のみ考慮することができる (予防的企業譲渡)。この場合、二二条一項二文二号の要件が満たされなくてはならない。更に、 業譲渡も、原則として他のいかなる措置でも不可避的に企業の閉鎖に至ってしまうような場合にそれを回避する措置として 解される場合のみ、考慮される。即ち、二二条一項二文二号に基づく企業閉鎖を避けるべきとすれば、開始手続における企 企業譲渡は原則として、それが経済的に企業閉鎖のマイナス措置(Minusmaßnahme zur Betriebsstillegung)として理

仮倒産管財人は企業譲渡をなし得る。以上のような原則は、個々の企業部門の譲渡にも援用される。 chkeit) があり、 それ以外の場合は、債権者の利益に鑑み、例外的に非常に有利な換価可能性 (exorbitant günstiger Verwertungsmögli-債権者機関の同意 (一六〇条二項一号) が推定できる場合のみ、債務者の同意及び倒産裁判所の許可の下、

満たされるという場合に、 企業閉鎖という激変の緩和措置として事業譲渡を捉えるのであるあり、この措置をとらなければ企業閉鎖の要件が 項二文二号を類推する、 「企業閉鎖のマイナス措置」としての事業譲渡の位置づけは、他の文献においてもしばしば引用される。 巧みな解釈論である。 (債務者の同意を必要とせず) 倒産裁判所の許可を持ってなし得ることになる。二二条 この企業閉鎖の要件が満たされない場合には、 債務者の同意があ 即ち、

'09) 58 - 3 - 32

58 - 3 - 33 (名城 (90)

(三) Marotzke の見解

Pohlmann に匹敵する詳細な議論を展開したのが Marotzke である。彼の見解の骨子は以下の通りである。 常に、その一般的代表機関の同意、事情によっては持分権者の特別な関与行為を要件とする。(%) 仮倒産管財人による企業譲渡は原則として、債務者の同意を必要とするということである。 法人の場合には

にする内容の倒産計画を提出すべく、倒産手続を申し立てることができるからである。 して譲渡することは許されない。蓋し債務者は、なかんずく、債務を清算しこれまでの企業活動の継続を可能 開始申立てが債権者でなく債務者によってなされていた場合でも、仮倒産管財人は企業を債務者の同意なく

い。 ଞ。 鎖を許可する (二二条一項二文二号) ほどに「著しい」場合には、債務者の同意は企業譲渡の適法要件ではな 仮倒産管財人による企業継続が「財産の減少」をもたらし、かつそれが倒産裁判所が仮倒産管財人に企業閉

観念的な出発点は、 定される。 管財人が債権者のコントロールに一般に服するという明文の規定もない。そこで、仮倒産管財人による企業閉 もっとも法は、手続開始前においては、債権者集会・債権者委員会の設置を予定していない。 (二二条一項二文二号)を背景とすれば、 債権者の関与のために、手続開始前において仮債権者委員会を設置することも、それを禁ずる法規定はな しかし、 法律的意義での必要な厳格性に沿わない。 債権者委員会不存在の際に倒産裁判所が企業譲渡の許容性を判断しなければならないとの 企業の譲渡もそれに準じて倒産裁判所の許可に係らせることが想 反対に、 類推適用や法創造によってかかるコン また、

二文二号所定の企業閉鎖への裁判所の許可の要件の類推適用は、企業譲渡の場合には排除される。 るものである。また企業の譲渡は、閉鎖よりも債権者の利益にかなうものと推定される。従って、 軽減と手続簡素化」を根拠に政府草案で予定された倒産裁判所の任務を最小限にまで縮減する ル機能を倒産裁判所に付与しようとする者は、立法の最終段階で強力になった趨勢 -「裁判所の負担 |||条|項 逆行す

関する基本たる判断は報告期日かその後に初めて行われる (一五六条以下、 八条二項二文参照) との結論に至ったときのみ、活用してよい。 な調査に基づき、時機を逸すれば管理財産の「著しい」減少をもたらすであろう (二二条一項二文二号、 の指針たる考えから明らかに逸脱しているからだ。仮倒産管財人は従って、 やかな基準で譲渡を容認することは認められない。というのは、企業譲渡も、 容性を判断する際に倒産裁判所が用いるのと類似する、厳格な基準を当てはめなければならず、 業譲渡が債権者の見地からも是認される外観を有するか、自ら判断しなければならない。その際彼は、二二条 一項二文二号 (開始手続) 又は一五八条二項二文 (開始手続から報告期日までの期間) に基づき企業閉鎖の許 仮債権者委員会が設置されない限り (されればその同意を得る必要がある)、仮倒産管財人は、 譲渡の機会を、 一六〇条以下参照) という立法者 企業閉鎖と同様、 全ての事情の慎重 企業の運命に 閉鎖よりも緩 意図する企 — 五

倒産裁判所が開始申立てを理由あるものと判断しかつ債務者財産が責任法上債権者に割り当てられる時期から 扱われてはならない。 た場合でも、 務者の私的自治との間の中庸を行かなければならないのである。完全な権限を有する仮倒産管財人が選任され 集団の意思に従うものではない。さしあたり広範な固有の責任において、一方で債権者の保全利益、他方で債 開始手続で選任される仮倒産管財人は、真の倒産管財人と同程度には常に組織化もしくは代表された債権者 債務者は開始申立てに関する裁判前には、 他方、 企業譲渡の際の関与権をも包含するであろう真の債権者自治 (一六〇条以下) は、 債権者に対する関係で最終的に財産を喪失したものと

(名城 '09) 58 - 3 - 34

判断しなければならず、その際には企業閉鎖と同様の状況があるかを吟味すること (\quad) を指摘する。そして仮倒 産管財人の「中庸」的地位、すなわち債務者の利益を尊重しつつ、 あってもセーフティネットとしての倒産裁判所の許可は不要で ()、 の) 一定の配慮を示すべきこと () を説くのである。 ないこと ()、 を要すること (Marotzke はこのように論じ、仮倒産管財人による手続開始前の事業譲渡については、原則として債務者の同意 債権者の利益保護のために仮債権者委員会設置の余地を認めるが ()、仮に設置されない場合で 例外的に企業閉鎖をもたらすような財産減少のおそれがある場合には債務者の同意を要し 債権者自治にも (手続開始後ほどではない 仮倒産管財人は自らの責任で譲渡の是非を ŧ

排除して仮倒産管財人の自己責任を強調する点が特徴的である。 Marotzke の枠組みは、 のあたりは Gerhardt らと軌を一にするが あたりで倒産裁判所の関与を

第三節 二〇〇七年改正倒産法成立過程の議論 -仮倒産管財人の事業譲渡の可否を巡っ て

連邦・州ワーキンググループによる報告書

省で構成される第七〇回司法大臣会議において、 務に適合していないとの理由で、 置された。 このグルー 一九九四年に改正されたドイツ倒産法は、 ・プは、 一九九四年倒産法の問題点を分析し、 改正論議が開始された。一九九九年六月には、ドイツの各州の司法省と連邦司法 一九九九年一月一日に施行されたが、 連邦及び州の専門家による「連邦・州ワーキンググループ」が設 改正の可能性を指摘するという任務を課された。 程なくしてその規定の多くが実

さ れ た。 ! 州と連邦の専門家により、倒産管財人の選任、事業譲渡と財産の処分、倒産における労働法・租税上の問題を検討 同グループは、通常倒産手続 (Regelinsolvenzverfahren) について調査・審議を行うことになった。審議は、 終報告書 (以下「報告書」と称) がまとめられ、二〇〇二年六月に開催された第七三回司法大臣会議において提出 する部会に分かれて行われた。この部会の審議を踏まえて、通常倒産手続の問題点及び改正の提案を内容とする最 同グループによる消費者倒産手続の調査・報告は、まず二〇〇二年一月一日施行の改正倒産法に結実した。続いて

参事官草案、二〇〇六年二月の連邦政府草案の公表を経て、二〇〇七年七月一日には改正倒産法として施行される に至ったのである。 この報告書を受けて、二〇〇三年四月にドイツ司法省の手になる討議草案が公表され、その後二〇〇四年九月の

みることにする。 以下では、本稿の問題関心である、 倒産手続開始前における仮倒産管財人による事業譲渡に関する提言につい 7

ワーキンググループ報告書の内容

(一) 問題状況

を譲渡する可能性を認めるべきである、 る。すなわち、 報告書によれば、ドイツ弁護士会(Deutscher Anwaltverein) 仮倒産管財人に (あるいは少なくとも報告期日前の倒産管財人に)、 を含む実務家側から、 譲渡再建の方法で債務者企業 以下の要望が出されて

して倒産裁判所に対して企業の再建の可能性を報告し、 この点InsOでは、倒産手続の開始決定がなされた後に、選任された倒産管財人が債務者の経営の状況を勘案 この報告に基づき債権者集会において倒産手続の続行が決

'09) 58 - 3 - 38

来す可能性がある。そうすると、 の一環として報告期日の後に初めて可能となるというのが建前である。更にそもそも手続開始前の事業譲渡につい 定されることになっている (InsO二九条一項一号)。この期日は、開始決定から最長三ヶ月の範囲内で指定さ ては、倒産手続開始に関する裁判まで債務者企業を継続する仮倒産管財人の義務 (二二条一項二文二号) と抵触を .る (同)。財産の処分は、この報告期日の後に初めて可能となるのであり (InsO一五九条)、事業譲渡も処分 事業譲渡が許容されるまでは、申立てから数ヶ月が経過しうることになる。

論

説

通常、早期の譲渡換価が実現していた場合の譲渡収益よりも著しく低いものとなろう。それゆえ早期の譲渡は、 の場合において、 債務者企業の危機が増大し、取引相手方の信用も一般に失っているので、当初段階で譲受けに関心を示してい しかし大抵の事案において、早期の手続段階にこそ、 譲受けを断念するということもありうる。その際には債務者企業は解体換価されるしかなく、 一般に有意義で全関係者の利益に沿うものとなりうるのである。 特に有利な譲渡のチャンスが存する。この時機を失すると、 その解体価値は 個々 た者

仮倒産管財人が行う事業譲渡、 報告書は、 以上のように手続早期段階での事業譲渡の実務上の必要性を説き、それに基づき(ア)手続開始前に (イ) 手続開始後報告期日前に倒産管財人が行う事業譲渡の許容性につき、 議論を

(二) 手続開始前に仮倒産管財人が行う事業譲渡の許容性の検討

をとる。 報告書はまず、 前記 (ア) 手続開始決定前に仮倒産管財人が行う事業譲渡につき検討 Ų 結論として消極の立場

いまだ倒産原因の存在が確定されていない時点で行われるがために、債務者の権利への著しい介入となる。 報告書がまず指摘するのは、債務者の財産権保障の観点である。 債務者から最終的に企業の継続可能性を剥奪することになるし、 すなわち手続開始決定前の事業譲渡は、 倒産計画の作成・提出や再建の代替案の それに それが

提示も不可能となる。それゆえ開始手続中の事業譲渡は、これに関する判断の前に、 な態様で保障される場合にのみ、考慮されうると報告書は説く。 債務者の権利が有効かつ十分

者集団の内部で十分な意思形成が行われることを確保しなければならない旨指摘する。 他方で報告書は、同様に事業譲渡によって著しく影響を受ける債権者の権利保障も考慮しなければならず、

手続開始後に留保されるべき手続段階および重要な判断を、手続開始前に前倒しすることになる。 産管財人による説明等の労を要する。そのための時間も消費されることになる。こうして開始手続を条件付で延期 続の前の倒産手続」(Insolvenzverfahren vor dem Insolvenzverfahren) であり、 しかつ複雑化することは、可能な限り迅速な開始裁判という目的にかんがみ、非生産的である。それはまた、本来 その許容性自体も一つの問題である)。 ことによって権利保障を図ることになる(債権者の同意をとる手段としては仮債権者委員会の設置が考えられるが、 このように債務者・債権者双方の権利を考慮すべきだとすれば、債務者・債権者の同意を事業譲渡の要件とする しかし、債務者・債権者いずれの同意も、 それを得るためには通常、 開始後の手続の本質的な機能の まさに「倒産手 開始手続

らない点は前述したところと同じで、閉鎖の判断に事業譲渡の可否の判断を含ませることはいたずらにコストをか け手続開始を遅延させるものだというのである。 に係らせるという一部論者の主張に対しても、 及び手続前倒しによる開始後手続の形骸化を理由に、仮倒産管財人による事業譲渡に消極的立場を示すのである。[三] 報告書はまた、 報告書はこのように、債務者・債権者の手続保障を図る場合に開始手続の複雑化・手続開始の遅延を招くこと、 事業譲渡を企業閉鎖 (二二条一項二文二号) 消極的である。 の一態様であるとして同じ規律 (倒産裁判所の許可) 債務者・債権者の利益が適切に考慮されなければな

者委員会を、 裁判所は、事業譲渡のチャンスがはっきりと現れたならば、関係する債権者権利を保障すべき (六七条一項) 債権 介入はそれゆえ、開始手続中の譲渡とは全く異なる、確固たる正当化根拠を有することになる。 速に終結すべきである。仮倒産管財人による事業譲渡に関する問題の多くは、手続開始後の譲渡再建の際には生じ コストのかかる手続段階と判断を前倒しすることで手続を重厚にし遅延させるよりは、開始手続を迅速に進行し迅 以上に対し、報告書は手続開始後報告期日前に倒産管財人が行う事業譲渡につき、積極の立場をとる。 開始決定が行われた結果、倒産原因の存在は確定しているからである。譲渡に伴う債務者の権利 特に手続を浪費することなく、 開始決定と同時に設置することが可能である。 それに加えて倒産 すなわち、 への

として、提案するのである。 結論として報告書は、手続開始前の事業譲渡を疑問とし、手続開始後報告期日前の事業譲渡を考慮に値するもの

第二款 二〇〇三年の討議草案

一 草案の内容

キンググループ最終報告書と異なり、積極的立場をとっている。 二〇〇三年四月にドイツ連邦司法省によって公表された討議草案は、 仮倒産管財人による事業譲渡につき、

すなわち討議草案は、第一章「倒産法の改正」の七として、 以下のような提案を行う。

という文言を挿入する。」 第二二条第1項第二号につき、 「閉鎖 (Stilllegung)」という文言の後に、 「又は譲渡 (oder Veräußerung)」

討議草案は、 かかる提案を行う理由を大要以下のように述べる。 しばしば手続開始の直前に、 最善の財団換

ても、 をもたらすので、その限りで事業譲渡は企業に対する介入としては程度が軽い。それゆえ倒産裁判所が閉鎖の代わ ない。もっとも二二条一項二文二号によれば、 されている。ところが債務者財産に関する管理処分権の移転した仮倒産管財人 (いわゆる強い仮倒産管財人) であっ りに事業譲渡をも許可しうるとすることで、早期の事業譲渡の要請を少なくとも限定的に実現するのである、 回避するために、 価のために可能な限り利用されるべき-その上で討議草案は、以下のようにより詳細に論ずる。 固定資産の重要な構成要素の譲渡あるいは債務者の事業の全部譲渡は、その換価権限としては想定されてい 裁判所の許可によって企業を閉鎖することが認められている。 有利な事業譲渡の提案がなされるということが、倒産管財人により報告 強い仮倒産管財人には、 著しい価値減少 (Wertminderungen) を 特に閉鎖は職場の不可逆的な喪失

イフワークを意味しうるということに鑑みれば、債務者のどのような重大な利益に係わり得ることか、見易い道理である。 ならずその現在の構成において債務者に帰属しているということも、考慮すべきである。それに加えて、 体の再建が実現されるという機会が債務者から奪われるということにも意義が存する。更に、企業がその価値によってのみ 重大な侵害がもたらされるということも、見誤ってはならない。また、倒産計画において場合によってはこれまでの企業主 要な根拠が存する。他方で、倒産原因が未だ最終的に確定していない時点でのかかる措置によって、 け最善の満足を債権者に実現するという目的設定に反する。その限りで、既に開始手続において譲渡再建を可能にする、 ば事態は完全に違ったものになり得、企業は解体換価されざるを得ないということになり得る。これは倒産法の、 された資力の減少は未だ一般に知られておらず、労働者と取引相手方は未だ企業の側にあるからだ。申立てから数週間経て やすい、というのはかかる時点まで企業は未だ市場において宣伝力をもって (werbend) 活動しており、倒産によって惹起 手続開始前の譲渡は、 申立直後に企業の全部譲渡の特に有利な提案があるということが、実務家から繰り返し報告される。それは非常に理解し 従って、 厳格な例外的場合としてのみ許容され得る。 例えば学説では、 かかる早期の段階における 債務者の権利に対する 企業が債務者の Ė

成 '09) 58 - 3 - 40

(名城

'09)

58 - 3 - 42

者の権利に対する重大な侵害」にも配慮するのであるが、譲渡を債務者の同意に係らせるのは手続が過重になると な措置であることを理由に、事業譲渡を企業閉鎖と同じ要件に係らせて許容する。 前の事業譲渡に積極的立場を示す。同時に「倒産原因が未だ最終的に確定していない時点での事業譲渡による債務 可能となるのである。 賄えず、かつ事業の継続が債権者の満足可能性を著しく減退させる場合に、 して否定する。 討議草案はまず、「倒産法の、できるだけ最善の満足を債権者に実現するという目的設定」を重視して手続開 その上で、事業譲渡が企業閉鎖のマイナス、すなわち職場を維持する点で企業閉鎖よりもマイルド 裁判所の許可を得ることで事業譲渡が すなわち、 企業の運営が費用を

一 討議草案への反応

Richterbund) 討議草案における、 の 賛 成^[]] を除けば、 手続開始前の仮倒産管財人による事業譲渡の規律は、 強い批判にさらされた。 例えば Pape は以下のように批判する。 ドイツ裁判官連盟 (Deutscher

ることになる。 るものであり、 第二に、手続開始前の事業譲渡は、倒産手続の実施の可否が確定されていないにもかかわらず財団を既に換価す 第一に、 事業譲渡の許容は、仮倒産管財人が倒産財団を換価する権利を未だ有しないという原則に背馳する。 しかもそれが不可逆的 (unumkehrbar) な措置であることから、手続不開始の場合の処理に窮す

り継続能力のある企業というまさに経済的に最も有利な場合は、裁判所は譲渡に同意を付与できないことになる に譲り受けようとする利害関係人が存することが前提であるが、 第三に、 かかる Pape の批判に同調する者は多く、それが参事官草案における軌道修正をもたらすことになった。 事業譲渡を企業閉鎖と同一の要件に係らせることは、 それは実務上稀な事態である。 もはや経済的には経営が立ち行かない企業を即座 逆に継続価値があ

『三款』参事官草案・連邦政府草案・二〇〇七年倒産法改正法

(Regierungsentwurf)、及び二〇〇七年七月一日施行の改正倒産法も採用したのである。 る事業譲渡に消極的な立場を採用した。 二〇〇四年九月に連邦政府によって公表された参事官草案 (Referentenentwurf) は、 そしてこの立場を、 二〇〇六年一 転 一月の連邦政府草 仮倒産管財人によ

参事官草案及び政府草案は、以下のように理由を述べる。

Ĺ の存在が、 としても、 とが、倒産管財人により報告されている。開始手続において時に営業の全部譲渡の有利な申出がなされるということを前提 しばしば手続開始の直前に最善の財団換価のために可能な限り利用されるべき有利な事業譲渡の提案がなされるというこ 債務者からその企業を剥奪するということにもなる。 いまだ確実性をもって確定されていない。従って、所有権への係る重大な侵害を正当化する事由がない時点にお 法案は、仮倒産管財人にかかる換価オプションを開くことを断念した。 かかる手続段階では、そもそも倒産原因 債務者の同意によってかかる換価権を仮倒産管財人に認めると

定するのである。これは、ワーキンググループ最終報告書とほぼ同じ立場に立つことを意味する (但し報告書と異 至らせたのである。 なり、債権者の保護に関する言及がない)。前述のような討議草案に対する強い批判が、起草者をして軌道修正に 侵害であること、 すなわち参事官草案・連邦政府草案は、倒産原因の存在が未確定の段階での事業譲渡が債務者の所有権の重大な 及び事業譲渡の許容性の審査に伴う手続開始の遅延を根拠に、仮倒産管財人による事業譲渡を否

されたわけではないとするのが Ehricke である。 このように仮倒産管財人による事業譲渡は明示的に否定されたように見えるが、 必ずしも法状態の安定がもたら

数の負担に耐えうる資料があると強調されるべきなら、 手続で事業譲渡するという仮倒産管財人の必要性が実際にどれだけ切実なものであるのか、検証すべきであろう。 事前手続の性格が明瞭にされ、この関係で債権者関与の何らかの形態について合意が形成された場合に、初めて解決されう もとは財団の維持として意図されていたものを大幅に超えているような. あるということである。開始手続は常に三ヶ月かかり、そして企業倒産ではこの間にしばしば既にあらゆる重要な 中心的問題は、もともと立法者の予定した、手続開始までの短い審査期間としての事前手続の性格が、時代遅れのもので しかし場合によってはドグマ上、明確な回答を見出せないであろうから、目下開始された議論において既に事前 債権者平等を背景として、 - 判断がなされているのである。この問題状況は、 厳格な要件の下で事前手続における事業

譲渡が許容されないべきか否か、更に集中的に議論されねばならないだろう。

仮に事業譲渡の必要性が肯定された場合の解釈論的可能性につき、 このように Ehricke は仮倒産管財人による事業譲渡の必要性についての実証的研究が不可欠であるとした上で、 以下のように説く。

ということが、予定されなければならない。に、譲渡の時点までに手続の不開始の蓋然性があるとの真摯な理由がある場合には、事業譲渡に許可を付与してはならなに、譲渡の時点までに手続の不開始の蓋然性があるとの真摯な理由がある場合には、事業譲渡に許可を付与してはならな スとリスクをもたらすのか裁判所に正確に説明する義務を仮倒産管財人に課すことにより、ある程度縮小され得よう。 裁判所によって保障されねばならないだろう。その際の倒産裁判所の責任リスクは、事業譲渡が関係人にどのようなチャン あらゆる場合について、そのための要件は債権者の関与であろうが、事前手続における債権者機関が欠けるため、

よる事業譲渡に道を開くのである。 Ehricke はこのように、裁判所の許可を要件として、 債権者の利益保障機能をもたせることで、 仮倒産管財人に

に関する議論を検討した。 本章では、 一九九四年制定のドイツ現行倒産法 (InsO) の制定過程に始まる「仮倒産管財人」 の地位

務が明文化されたことは、旧法とは面目を一新するものである。 禁止が発令されない場合には仮倒産管財人には債務者の処分に対する同意権のみが与えられる旨、 人選任及び一般的処分禁止が発令された場合に、債務者の財産管理処分権が仮倒産管財人に移転し、 現行倒産法は、旧法に比し、保全処分に関する規定を拡充した。とりわけ、 このような権限の段階構造は、 倒産法委員会第一報告書に始まる一貫した規律であり、 そして仮倒産管財人の権限につき、 仮倒産管財人の選任とその権限・ 旧法下の保管人に 明文の規定が置 仮倒産管財 一般的処分

'09) 58 - 3 - 44

)ける権限の不明確性を一掃するとの立法者の意図を看取できる。

係で、仮倒産管財人の権限についてもその内実に微妙な変化が見られる。即ち、倒産法第一報告書では企業の継続 ということが保全処分の主眼とされたため、仮倒産管財人の権限行使も企業の継続に向けた措置と捉えられる。 かれ、立法理由において「傷みやすい物品の緊急売却」が管理処分権行使の典型例と位置づけられることにつながっ してしか捉えられていない。そのため、仮倒産管財人の権限行使も財産保全ないし現状維持ということに重きを置 債権者の不利に変更されるのを防止することが保全処分の主眼であり、企業の継続そのものは財産保全の一手段と のためか、倒産手続開始前の事業譲渡を容認する叙述も見られた。これに対しInsOでは、債務者の財産状態が ただし、倒産法委員会第一報告書からInsO制定に至る過程で、保全処分観に多少の変容が生じたこととの そ 関

'09) 58 - 3 - 46

二つの利益への配慮という観点から、権限行使の態様に応じて利害関係人の手続保障を図る枠組みである。 同意を得て行うことができる、 特に重要なものについては、 仮倒産管財人が原則として単独でなし得る、 全の目的」の内実を検討した Pohlmann の議論が注目される。ことに、「価値維持利益」「現状維持利益」 ところ大であった。 しかし、 価値維持利益の観点からの保全目的に照らして必要ではないが、経済的に有利な措置については、債務者の 価値維持利益の観点からの保全目的に必要とされる措置は、債務者の同意・倒産裁判所の許可を要せず、 かかるIn SO立法理由の表明があらゆる解釈論の排除に直結するわけではない。この点で、 債務者の異議申立ての機会を保障した上で、 というものである。 価値維持利益の観点からの保全目的に基づき必要とされる措置でも、 このような立論は、 濃淡の差はあれ他の論者にも影響を与える 倒産裁判所の許可を得て行うことができ 「財産保 という 具体的

仮倒産管財人の権限に関する議論は、 特に事業譲渡の可否を巡って最近まで展開されることになっ た。 連

であること、そして事業譲渡によって著しく影響を受ける債権者集団の利益も斟酌しなければならないこと、 プ報告書において明確である)。 倒産原因の存在が不確定である段階での事業譲渡が債務者の所有権の重大な侵害 という実務家からの要請を背景に、積極・消極に揺れ動くことになった。討議草案では企業閉鎖との対比を契機に につき手続保障を図るのは開始手続の遅延・複雑化を招くことが、 であった。そこでも重視されたのは、利害関係人即ち債務者・債権者の権利の考慮である (特にワーキンググルー ・州ワー クスルーが図られたのであるが、参事官草案では再びワーキンググループと同様の消極的立場が採られたの キンググループ報告書から二〇〇七年改正倒産法成立までの過程においては、早期の事業譲渡を可能に 論拠とされたのである。 双方

の手続保障の要請とがせめぎあいながら、 以上のように、仮倒産管財人の権限を巡るドイツでの議論は尽きることがなく、 今後も続いていくことが予想される。 実務上の必要性と、 利害関係人

- 1 る。このうち、Kilger, Gerhardt, Uhlenbruck は「倒産手続及び更生手続の開始」作業部会に属しており、 いても担当したものと思われる。 この委員会の構成員には、Kilger, Gerhardt, Henckel, Uhlenbruck, Weber, Eickmann といった人々が名を連ねて 保全処分につ
- 2 八九年) 九五頁、一〇六頁を参考にした。 翻訳に当たっては、上原敏夫「西ドイツ倒産法改正要綱 (第一報告書) 試訳」 一橋大学研究年報法学研究二〇号
- 3 Begründung zu 1.2.3, S.102f. Bundesministerium der Justiz, Erster Bericht der Kommission für Insolvenzrecht [1985] [凶ド EBとして引用]、
- 4 が存在するときは遅滞なく倒産手続を開始することになっている。 要綱一・二・四によると、裁判所は、適法な申立てに基づき、開始原因 (支払不能、差し迫った支払不能、債務超過) このように、 開始原因の存否に関する裁判所の審理を

- かつ必要不可欠な程度に限定することを可能にするようなフレキシブルな規制を行うためである、 vgl. EB S.103f. 自動停止制度を採用しなかったのは、裁判所の裁量によって個々の事案の特性にできるだけ対応し、 と説明されている。
- 5
- 7 EB S.103

6

EB S.103

- 8 EB S.103
- 9 EB S.104
- $\widehat{\underline{10}}$ EB S.104
- 11 S.104.
- 12 EB S. 105
- 第一報告書に説明はない。 解は、KOの下では見当たらなかった。債務者の「管理権」の内容、仮倒産管財人の「処分権」の内容いずれについても、 これに対し、仮倒産管財人には、「処分権 (Verfügungsrecht)」が移転する (要綱一・二・三第四項一文)。 Schuldners, dieses Vermögen zu verwalten und darüber zu verfügen)」が移転する (要綱一・二・一〇第二項二文)。 倒産手続開始の場合には、 債務者に財産の管理権が残存しているというのであろうか。 倒産管財人には、 「財産を管理し、 しかし、 かつこれにつき処分する債務者の権利 財産の「処分権」のみが移転するなどという見 この場合に
- <u>14</u> EB S.105. その場合には、仮倒産管財人は、倒産管財人の法的地位に接近するという。
- <u>15</u>
- 16 16 Kilger, Über die Möglichkeit der Geschäftsfortführung insolventer Unternehmen unter dem geltenden Recht und Gravenbrucher Kreis, Stellungsnahme zum Diskussionsentwurf eines Insolvenzreformgesetzes, ZIP 1989, 468, 473; 倒産法委員会の立場は開始手続中の企業の閉鎖を許容しないものであると理解され、 批判がなされてい ಶ್ಠ

nach dem Diskussionsentwurf einer Insolvenzordnung, KTS 1989, 495, 497f. 後述のように一九九四年制定・一九九九年施行のドイツ現行倒産法 (InsO) はその批判を考慮し、 一定の要件の下

<u>17</u> EB S.106

での企業閉鎖を認めている。

- 18 EB S.106
- 以下のような規定である。

一・三・四・二 企業の譲渡

- する。裁判所は、要綱一・三・四・三の審尋期日前には、 の承認(要綱一・三・一・八)があることを証明することを要する。裁判所は、判断に先立って、 倒産管財人は、裁判所の同意があるときに限り、企業を全体として譲渡することができる。管財人は、裁判所に対して、債権者委員会 同意の決定によって、清算手続が開始する。 判断を遅らせることができない場合にのみ、企業全体の譲渡に同意すべきであ 顧問会及び債務者を審尋することを要
- (2)渡に同意できる。 企業の一部の譲渡については、第五文を除く第一項の規定を準用する。 裁判所は、一部譲渡が更生を困難にしないときに限り、 一部譲

なお、要綱一・三・一・ **倉庫商品全体の譲渡等につき、債権者委員会の承認を必要とする旨定める。** 八は債権者委員会の任務を定める。 その第二項はKO一三四条に相当する規定で、 不動産や企

- <u>20</u> EB S.146f.
- <u>21</u> 第一報告書は以下のように説明する (EB S.147)。 緊急性のある場合とは、「遅滞によって特に有利な譲渡の機会が潰えるという場合」であるという (EB S.147f.)。 ればならない。 ただし実体的要件として、企業譲渡に関する「判断を遅らせることができない場合」、 手続的要件として、「債務者の審尋」が必要であるが、 仮倒産管財は、 常に要綱一・三・四・三の [更生の見込みについての] 審尋期日の前であるからである。 「債務者の同意」は要件とされていない。 つまり緊急性がある場合でなけ この点につ

審尋の際、 債務者には、その意見を裁判所に述べる機会を与えなければならない。 というのは、 包括譲渡によって、 債務者は自己の

> (名城 '09) 58 - 3 - 48

ちな

58 - 3 - 49 (名城 '09)

<u>22</u> 合のみ要件を加重する (債権者委員会の承認以外に裁判所の同意等を必要とする) ための規定であるということになろう。 行為は当然事前手続においてもなし得る、と解することも可能であろう。この場合には、一・三・四・二は企業譲渡の場 に規定しているからである。 一・三・一・八所定の行為のうち、企業譲渡 (一・三・四・二) のみを事前手続の項 (一・三・四ないし一・三・四・四) これらの行為を、事前手続における倒産管財人が行うことが出来るかということも、明らかではない。第一報告書は、 勿論、企業譲渡のような重要な行為をできてその他の行為をできないというのも不自然であり、一・三・一・八所定の 一・三・一・八は、「機関」の項 (一・三・一ないし一・三・一・九) にある規定である。

'09)

58 - 3 - 50

- Bundestag Drucksache 12/2443.
- ジュリスト一〇七二号一三一頁、田代雅彦「ドイツ連邦共和国における倒産実務の研究 (上)」曹時五二巻一号一、五頁 立法の経緯については、 ハンス・プリュッティング (吉野正三郎= 安達栄司訳)「ドイツ倒産法の改正」
- <u>25</u> 生古稀祝賀『民事司法の法理と政策』上巻 (二〇〇八) 一〇七三頁。 現行倒産法の近時の運用状況については、三上威彦= 中島弘雅「ドイツ倒産法の近時の運用状況について」小島武司先
- 法の現代的潮流』(信山社、一九九八年) 一八九頁。 ハンス・プリュッティング (三上威彦訳)「ドイツにおける倒産法のシステム」民事訴訟法学会編『民事訴訟法・倒産
- <u>27</u> プリュッティング・前掲論文『民事訴訟法・倒産法の現代的潮流』 一九一 一九六頁。
- プリュッティング・前掲論文『民事訴訟法・倒産法の現代的潮流』 一九〇 一九一、一九六 一九七頁参照。
- (2) 一九九四年Ins0の条文の翻訳については、三上威彦編著『ドイツ倒産法改正の軌跡』(成文堂、 三頁以下、木川裕一郎『ドイツ倒産法研究序説』(成文堂、一九九九年) 二六七頁以下を参考にした。なお二一条二項に その後の改正により四号・五号が付加された。五号は二〇〇七年改正によるもので、 別除権の対象となるような動産 一九九五年)

倉部真由美「ドイツ倒産法における担保権実行の停止」東京都立大学法学会雑誌四四巻二号三〇三頁 (二〇〇四年)。 担保権の換価の禁止を保全段階で命じうる旨の規定である。二〇〇三年の討議草案までの改正論議を紹介したものとして、

- 30 Begründung zu §25 ElnsO, BT-Drucksache 12/2443, S.116.
- 命令」という見出しを付していることも、保全処分の目的に関する考え方の違いを表しているように思われる。 第一報告書が保全処分の規定に「仮倒産管財」という見出しを付しているのに対し、InsOが二一条に「保全処分の
- 第一報告書が、国民経済的・社会的観点に鑑み、 企業清算の回避を手続理念としていることにつき、 EB, Einleitung
- Jaeger/Henckel/Gerhardt, Insolvenzordnung, Großkommentar, 1. Aufl. Band I [2004], §22 Rdnr 2 [Gerhardt].
- 34 schiedeten Insolvenzordnung (InsO), WM 1995, 785, 786 vgl. Smid, Funktion des Sequesters und Aufgaben des Insolvezgerichts in der Eröffnungsphase nach der verab-
- <u>35</u> Smid, a.a.O., WM 1995, 785, 790.
- 36 Häsemeyer, Insolvenzrecht, 2.Aufl. [1998], S.130.
- 「強い仮倒産管財人 (Der starke vorläufige Insolvenzverwalter)」と呼ばれる。
- 38 ることになる。 同意留保も発令されないで仮倒産管財人が選任されることも可能であろう。この場合には、裁判所が特に義務を指定しな 「弱い仮倒産管財人 (Der schwache vorläufige Insolvenzverwalter)」と呼ばれる。ところで理論的には、 限り (二二条二項参照)、仮倒産管財人の活動は、調査 (二二条一項二文三号、三項参照) や債務者への助言にとどま Bork, Einführung in das neue Insolvenzrecht [1995], Rdnr. 103 Fn.35.
- このことは、KO一〇六条に基づく一般的譲渡禁止及び保管の発令によっても保管人に管理処分権が移転しないとの見 (第一章第四節第二款二参照) は、InsOの下では採られなかったことを意味する。Jaeger/Gerhardt, InsO (N.33)
- $\widehat{\underline{40}}$ Begründung zu § 26 Regierungsentwurf, BT-Drucksache 12/2443, S.116f.
- Uhlenbruck, KTS 1990, 15, 20; Pape, Zu den Schwierigkeiten des Sequesters ohne Verwaltungsmacht, ZIP 1994, 89

(90)

- である。第一章第六節第二款参照。 なお、 立法理由にいう「傷みやすい物の緊急売却」は、Uhlenbruck や Koch が保管人の権限として認めていたところ
- <u>42</u> den vorläufigen Insolvenzverwalter, KTS 1997, 184)、などと指摘されている。 a.a.O. (N. 41), ZIP 1994, 89, 91f.)、このままでは管理処分権ある仮倒産管財人といえども企業継続のために有効な手段 を講じることができない (Feuerborn, Rechtliche Probleme der Unternehmensfortführung durch den Sequester und 限を非常に消極的にしか認めていない vgl. Bork, a.a.O. (N. 38), Rdnr.104. 仮倒産管財人の権限に関するInsO立法理由に関しては、仮倒産管財人の 批判も多い。 即ち、InsOのもとでは「動的保管」を実現する余地もほとんどなくなってしまうとか (傷みやすい物の緊急売却とそれに類する行為を行う権限しか付与しない) との観

(名城

'09)

58 - 3 - 52

- する]。InsOの仮倒産管財人の権限・機能について体系的かつ詳細に検討を行った文献である。 Pohlmann, Befugnisse und Funktionen des vorläufigen Insolvenzverwalters, 1998. 以下、 Pohlmann として引用
- <u>44</u> Pohlmann, Rz.95.
- $\widehat{45}$ Pohlmann, Rz.96.
- <u>46</u>
- てはならないことになろうと述べる。Hess/Pape, InsO und EGInsO: Grundzüge des neuen Insolvenzrechts, ると指摘する。従って回復が困難であるような措置は、債権者の著しい損害を避けるためにやむを得ない場合にしか行っ Pape #7' このように慎重な立法者の態度は、手続不開始とそれによる管理処分権の債務者への復帰を慮ったも S.69

とも、 たものであって、 仮倒産管財人の権限に関するInsO立法理由に関しては、その消極性を批判する見解があることは先に触れた。 立法者は確たる立場を表明したのではなく、 Pohlmann のように理解すれば、「傷みやすい物の緊急売却」の部分は、債務者の現状維持利益への配慮を表明し 仮倒産管財人の権限をそれに限る趣旨ではないということになろう。仮にそのように理解しないとして とりあえずコンセンサスの得られるもののみ立法理由に掲げておき、 もっ

des Insolvenzrechts, 2.Aufl. [1994], S.116f.)° はそのままInsOに引き継がれ、 義務を負うということが明らかにされたが、それでも本来の破産管財と保管人による仮管財との境界に関する従来の議論 は解釈に委ねる趣旨と見ることも可能であろう。Smid は以下のように述べる。条文の「仮倒産管財人」という文言から、 sOでは保管人が単なる保全任務の履行のみならず、包括執行 (ひいては再建も) の準備のため保管財産を管理する かつ実務の運用に委ねられるということになる、 と (Heilmann/Smid, Grundzüge

- <u>48</u> nktion)」という用語を用いている。 Pohlmann の議論を支持するものとして、Münchener Kommentar zur Insolvenzordnung, Bd.1, 2. Aufl. [2007], §21 Rdnr. 13 [Haarmeyer]. ただし 「現状維持機能 (Bestanderhaltungsfunktion)」「価値維持機能 (Werterhaltungsfu-
- <u>49</u> vgl. Pohlmann, Rz.603.
- $\widehat{50}$ 対処するとする。a.a.O. Pohlmann, Rz.279. (二一条二項一号、六〇条一項)、 従って、債務者の利益を管財人は斟酌しなければならず、債務者が損害を受けたときは、 あるいは解任などの監督法上の措置 (二一条二項一号、 五八条、 五九条) によっ 損害賠 て
- $\widehat{51}$ 一六〇条は、KO一三四条に相当するもので、 以下のような規定であ

一六〇条 特に重要な法律的行為

- (1) 員会の同意を得なければならない。債権者委員会が設置されていないときは、債権者集会の同意を得なければならない 倒産管財人は、倒産手続にとって特に重要な法律的行為 (besonders bedeutsame Rechtshandlung) を行おうとするときは、 債権者委
- (2) 第一項による同意は、特に以下の場合に必要である、
- の企業に資するべき他の企業に対する債務者の持分の譲渡、または、 企業 (Unternehmen) あるいは事業組織体 (Betrieb) の譲渡、 倉庫商品全体の譲渡、 回帰的収益に関する権利の譲渡が行われるとき; 不動産の任意での譲渡、継続的結合が債務者
- 倒産財団にとって著しい負担となる消費貸借がなされるとき;
- 3 めに和解または仲裁契約を締結するとき。 高額の訴額の訴訟を継続させまたは受継するとき、このような訴訟の受継を拒絶するとき、またはかかる訴訟の解決または回避のた

58 - 3 - 53 (名城 '09)

一六一条 法律的行為の仮の差止め (Vorläufige Untersagung der Rechtshandlung)

を招集することができる。 める債権者の多数の申立に基づき、 に通知しなければならない。債権者集会がその同意を与えていない限りにおいて、倒産裁判所は、債務者または第七五条一項三号の定 第一六○条の場合において、 倒産管財人は、遅滞しても不利益でないときは、債権者委員会または債権者集会の決議の前に、債務者 管財人の審尋の後、当該法律的行為を仮に差止め、かつ、その実施について決議をする債権者集会

(음) vgl. Pohlmann, Rz.604.

<u>54</u> 意的に同意を拒絶したりして保全目的(価値維持利益の方)を達成できないため、 Pohlmann, Rz.280. リの点、 仮倒産管財人の措置を倒産裁判所でなく債務者の同意にかからせる方法は、 妥当でないとする。 vgl. Pohlmann, 債務者が恣

(名城

'09) 58 - 3 - 54

(5) Pohlmann, Rz, 298f., 391ff.

<u>56</u> きるが、この顧問委員会には、 vgl. Pohlmann, Rz.300-307. 全債権者集団との関係で、 この点、 仮倒産管財人の補助のために、 代表機能を付与することはできないという。 単なる顧問委員会を二一条一項に基づき選任で Rz.307, 311.

(5) Pohlmann, Rz.308f.

(%) Pohlmann, Rz.284

(5) Pohlmann, Rz.296, 390, 393ff.

もっとも、最後の一文が示すように、仮倒産管財人の企業継続が、企業の維持か清算かという手続開始後の債権者集会に りして行われるべきではない。」(Begründung zu §25 Regierungsentwurf einer InsO, BT-Drucksache 12/2443, S.116.)。 (二二条一項二文二号参照)。企業の維持か清算かという手続開始後になすべき判断は、 の不利な変更を防止するという目的は、債務者の事業が通常は差当り継続されるべきであるということを包含している よる判断を実態に則したものにするための、 「二一条第一項は、KO一〇六条一項第二文及びVer 企業状態の現状維持という性格をもっていることも、 g10一二条第一文に依拠したものである。 債務者の財産状態 できる限り開始手続において先取 看過すべきではない。

- (6) vgl. Pohlmann, Rz.135, 136, 138.
- (3) Pohlmann, Rz.137f.; Jaeger/Gerhardt, InsO (N. 33), § 22 Rdnr 77.
- (3) Jaeger/Gerhardt, InsO (N. 33), § 22 Rdnr 80-82.
- 64 (Diskussionsentwurf \S 23.)。しかし、参事官草案において企業閉鎖に関する規定が加えられ、それが成文となっている n s Oにおいても、 準備草案の段階では、倒産法委員会第一報告書と同じく、企業閉鎖に関する規定はなかった
- <u>65</u> nach dem Diskussionsentwurf einer Insolvenzordnung, KTS 1989, 495, 497f. Kilger, Über die Möglichkeit der Geschäftsfortführung insolventer Unternehmen unter dem geltenden Recht und Gravenbrucher Kreis, Stellungsnahme zum Diskussionsentwurf eines Insolvenzreformgesetzes, ZIP 1989, 468, 473;
- (%) Begründung zu §26 InsO, BT-Drucksache 12/2443, S.117.
- 67 0 zwischen Antrag und Eröffnung des Insolvenzverfahrens, DSt7 37 (1995), 1442, 1443. 論者によると、「著しい損失」 に現時点で企業に将来の見込みがないことを彼が認めていることの証左であり、そして手続開始後の債権者集会 (一五七 アイともに継続企業価値で評価することも考えられる。 困難な選択を迫られる。操業停止をせずにそのまま経営を続行した場合に生じる損失の程度を判断するわけであるから、 関する裁判所の裁判の時点 (イ) とで、財産価値を比較するという (Heberhauer/Meeh, a.a.O., S.1443)。 開始までに生じるそれについて判断するという。従って、操業停止の可否について判断する現時点 (ア) と、 り損失額を算定すべきかが問題となるが、まず 減損が一定のパーセンテージに達したときに「著しい」と判断すべきであるという(ただし、具体的な数値についての言 については、企業規模、 「著しい損失」の存否の判断については、vgl. Haberhauer/Meeh, Aufgaben des vorläufigen Insolvenzverwalters において企業継続の決議がなされる可能性もまずないとも考えられる。 どの時点での財産価値を比較して損失の程度を判断するか、そして いかなる財産評価方法によ 地域で占める当該企業の地位、そして損失額等を考慮した上でケースバイケースで判断し、 については、損失は現在までに生じたそれではなく、これから倒産手続 しかし、仮倒産管財人が操業停止の申立をしたということは そこで論者は、 継続企業価値で評価するべき 手続開始に については

(09)

らଧント、Jaeger/Gerhardt, InsO (N. 33), § 22 Rdnr 84.; Münchener Kommentar InsO/Haarmeyer, (N. 48), でないとし、アイともに清算価値で評価するとしている (Heberhauer/Meeh, a.a.O., S.1443f.)。 これに対し、仮倒産管財発令の際に現存する財産の二五%が減少する際に「財産の著しい減少」が認められるとするも

論

説

- 68 [1995], Rdnr.104, Fn.37. て企業を閉鎖することがほとんどなくなりつつあるといわれていた。 Pohlmann, Rz.143-145. 実務では既に、企業継続に対する労働者及び担保権者の圧力が強いために、開始手続にお Bork, Einführung in das neue Insolvenzrecht
- ても、 KTS 1997, 171, 184)。企業継続のために有効な措置を講ずることができないまま中途半端に財団を費消してしまったとし (Feuerborn, Rechtliche Probleme der Unternehmensfortführung durch den Sequester und den vorläufigen Verwalter, ものとすれば、仮倒産管財人が企業継続のために講ずることのできる措置も自ずと限定されてくるということになろう 二号)、仮倒産管財人の負担は少ない。他方、操業停止の許可を得られないような場合には、企業を継続しなければなら 即ち、企業再建の見込みがないことが明らかで、倒産裁判所から操業停止の許可を得られるようであれば (二二条一項 倒産債権者に対して負うべき責任の程度は倒産管財人のそれと同じである (二一条二項一号、六〇条参照)。 仮倒産管財人の管理処分権に関して立法者が消極的に捉えている (傷みやすい物の緊急売却を上限とする)

らない地位にあるのである (Uhlenbruck, Probleme der Betriebsfortführung im Rahmen eines Insolvenzverfahrens, 権者に対し損害賠償義務を負うことになる (二一条二項一号、六一条)。これは仮倒産管財人にとって非常に重い負担と ついても同様である (五五条二項二文)。これらの財団債務が財団から完全に履行できない場合、仮倒産管財人は当該債 た債務は、手続において財団債務として処遇される (五五条二項一文)。反対給付を請求した継続的債務関係上の債務に 仮に、 Hanisch, S.281, 286)。 結局、業務継続によって生じる債務 – 仮倒産管財人は責任を免れる (六一条二文)。しかし仮倒産管財人の場合には、常に財団欠乏を考慮しなければな 仮倒産管財人の管理処分権の内容をもう少し積極的に解することができたとしよう。 確かに、債務の発生時点で財団がその履行のために十分でなくなるであろうことを予見できなかったとい 例えば原材料費、 賃金、 財産売却によって生じる売上 彼の法律行為によって生じ いう場合

限であると規定すれば、仮倒産管財人は企業継続が財団保全の手段として最も適切なものと思料すればそれを行うはずで さえ説かれているところである (Haarmeyer/Wutzke/Frster, Insolvenzordnung InsO/EGInsO, S.240f. [1995])。 最初の数日にミスがあればたとえ開始後の手続において倒産管財人が努力をしてもほとんど修正できるものではない、 feindlich!, ZIP 1993, 393, 396)。そもそも、仮倒産管財人の適切な選択が手続の帰趨に決定的な意義を有するのであり、 務を放置するといったことになろう (vgl. Grub, Der Regierungsentwurf der Insolvenzordnung ist sanierungs-結局、企業継続の義務化は、仮倒産管財人に過重な負担を課するものとなりうる。むしろ企業継続は仮倒産管財人の権 それを懈怠したために損害が生じた場合に仮倒産管財人の責任を問えば足りるであろう。 の額を考慮しそれに見合った確実な資金融通手段があるのでない限り、仮倒産管財人としては責任を避けるべく業 ح

- $\widehat{70}$ Pohlmann, Rz.163.
- 71 Pohlmann, Rz.152.
- 保護のメカニズム」と称している。Rz.158 Pohlmann, Rz.154-157. このように、仮倒産管財人の措置を倒産裁判所の許可にかからせる仕組みを、「間接的債務者
- 団に属する財産を換価しなければならない。 一五九条【倒産財団の換価】倒産管財人は、 債権者集会の決議に反しない限りにおいて、 報告期日後に遅滞なく倒産財
- 画の目的を設定することができる。債権者集会は、その決議をその後の期日において変更できる。 継続すべきかを決議する。 債権者集会は、倒産管財人に、 一五七条【手続の続行についての決定】債権者集会は、 倒産処理計画の作成を委託し、 報告期日において、債務者の企業を閉鎖すべきか又は暫定的に かつ倒産管財人にあらかじめ 計
- BGHZ 146, 165, 172f.=ZIP 2001, 296, 298; Heidelberger Kommentar zur Insolvenzordnung, 4. Aufl. [2006], [Kirchhof]. 恒皿′Gottwald/Uhlenbruck, Insolvenzrechts-Handbuch, 3. Aufl. [2006], §14 Rdnr 49 § 22 Rdnr
- Gerhardt, InsO (N. 33), § 22 Rdnr 42 Pohlmann, Rz.388f.; Kirchhof, in: Berger u. a. (Hrsg.), Erster Leipziger Insolvenzrechtstag, [2000], S. 9; Jaeger/
- 77 Pohlmann, Rz.399

- 79 要しないのである。 Pohlmann, Rz.404. その場合には、 債務者が財産に付与していた目的設定に沿っているために、債務者の同意を特に
- 80 Pohlmann, Rz.407-409
- Heidelberger Kommentar InsO/Kirchhof, (N. 75), § 22 Rdnr 14. nung (Kommentar), [2001], § 22 Rdnr 118; Münchener Kommentar InsO/Haarmeyer, (N. 48) § 22 Rdnr 78-81; Pohlmann, Rz.402-404. 結論同旨、Jaeger/Gerhardt, InsO (N. 33), § 22 Rdnr 39f.; Smid/Thiemann, Insolvenzord-

'09)

58 - 3 - 58

- 82 Heidelberger Kommentar InsO/Kirchhof, (N. 75), § 22 Rdnr 14.
- 83 89, 92; Münchener Kommentar InsO/Haarmeyer, (N. 48) § 22 Rdnr 81. . Uhlenbruck, KTS 1994, 169, 178.; Pape, Zu den Schwierigkeiten des Sequesters ohne Verwaltungsmacht, ZIP 1994,
- 84 Ampferl, Der "starke" vorläufige Insolvenzverwalter in der Unternehmensinsolvenz, [2002], Rdnr 524ff
- る事業譲渡は考えられないという。Pape, a.a.O. (N. 83), ZIP 1994, 89, 92 ずれにせよ仮倒産管財人の主たる義務である企業継続義務と事業譲渡とは相容れないものであるから、 変更であって、企業継続義務の「潜脱」と見られなくもないのである。このような考え方は、Pape による。Pape は、 更にInsOは仮倒産管財人の企業継続義務を重視しているので、事業譲渡を企業閉鎖と同等の債務者企業の方向性の 仮倒産管財人によ
- Jaeger/Gerhardt, InsO (N. 33), § 22 Rdnr 90f. ただし債務者の同意や倒産裁判所の許可を要する場合であっても、 れを欠く譲渡の有効性を左右せず、単に仮倒産管財人の責任を生じさせるだけであるという。
- 87 BB 2003, 1133, 1135ff. 結論同旨、Menke, Der Erwerb eines Unternehmens aus der Insolvenz - das Beispiel der übertragenden Sanierung, [ただし、 債務者の同意を得て譲渡を行う際にも、 倒産裁判所の許可を要するとしている]

由からすれば仮倒産管財人が換価をなし得るのは「遅延による危険」 い場合に債務者の同意だけで事業譲渡を正当化することはできない、 これに対し、Vallender, Unternehmenskauf in der Insolvenz (I), GmbHR 2004, 543, 545. Vallender は、 がある場合のみであるところ、そのような危険がな |||条||項||文||号の例外的性格からすれば換価

行為を倒産裁判所の許可で正当化することはできない、と指摘する。

- 88 Reichold, KTS 1989, 291, 307f.
- 89 Pohlmann, Rz.413-416. 二条一項一号に基づく一般的保全義務の特別のものとして、最優先に顧慮されなければならない。従って、債務者企業を譲渡する場合 文二号において企業閉鎖に要求している要件が満たされなければならない (Pohlmann, Rz.413)。 ているときに、それを避ける唯一考え得る可能性であるという例外的場合においてのみ、認められる。従って、 能性は、二二条一項二文二号により設定された枠によって、厳格に制限される。従って企業譲渡は、原則として、 には、仮倒産管財人は、常に二二条一項二文二号に基づく企業継続義務に違反すると言えなくもない。従って、 上位の、経済的に機能する統一体としての企業価値を維持すべき義務である。この義務は、債務者財産の目的方向に関わるもので、二 企業倒産の場合における、仮倒産管財人の原則的な継続義務 (二二条一項二文二号) は、 このように、企業閉鎖の要件に拘束させる理由については、以下のように説明されている。 単なる個別の企業構成要素の総和を超える 立法者が二二条一項二 仮倒産管財人の行為可 企業閉鎖が直近に迫っ
- 90 測を要求するのであるが、それは以下のような理由による。 § 22 Rdnr 33. Pohlmann, Rz.418-423. これを支持するものとして、Uhlenbruck/Uhlenbruck, Insolvenzordnung, 12. Aufl. [2003], Pohlmann は、このように事業譲渡の場合には通常の財産換価と異なり、 将来の債権者機関の同意の予

○条のあらゆる他の場合において倒産裁判所の同意で代替できるのに対し、企業譲渡はこの範囲で特別の地位を有することになる。 措置としての性格を付与し、一方で譲渡 (一六〇条二項一号) は債権者機関の必要的関与の下においたことを顧慮しなければならない。 の企業の閉鎖の際、債権者委員会が設置されているときには、債権者委員会の同意を要する旨の規定]で閉鎖のみを保全のための緊急 債務者企業の方向設定に関わる点で共通であるにもかかわらず、立法者が二二条-項二文二号、-五八条-項 [報告期日前の債務者 倒産法は、倒産管財人に、単に企業閉鎖に関してのみ単独の判断を認め、譲渡については認めていないのである。その限りで、 企業譲渡と同様に企業の目的設定に関わる、企業閉鎖の法律上の取扱いとの調和が根拠になる (Pohlmann, Rz.419.)。 倒産裁判所の同意で代替できない、債権者集団による固有の正当化を必要としているのである。債権者機関の同意が一六

- 91 Pohlmann, Rz.424.
- 92 結論同旨、 Lohkemper, Zur Haftung des Erwerbers beim Betriebsübergang im Insolvenzeröffnungsverfahren, ZIP

(名城

(90)

58 - 3 - 59

93

- Schmerbach, Frankfurter Kommentar zur Insolvenzordnung, [1999], § 22 Rdnr 25.
- 94 richtstermin, [2000], Rdnr 43ff. Marotzke, Das Unternehmen in der Insolvenz-Fortführung und Veräußerung zwischen Eröffnungsantrag und Be-

(名城

'09)

58 - 3 - 60

- 95 **とこる。Menke**, a.a.O. (N. 87), BB 2003, 1133,1137. 及び倒産裁判所の選任決定に基づき確定するのであって、 与の規定 (株式会社法一七九条aなど) は適用がないとし、 照)、その際会社社員による同意を要しないとしている。即ち、仮倒産管財人による企業譲渡契約の締結には、 があるという。この点については、Menke が異論を唱えている。 株式会社法 仮倒産管財人に対するコントロールは倒産裁判所のみが行使し企業主体の社員が行使するわけではない、 (Aktiengesetz) 一七九条a [会社資産全部の譲渡に株主総会の特別多数決を要する旨の規定] などの適用 その理由として、 仮倒産管財人が権利主体の執行機関となるわけではないので 彼は債務者の同意を要件とする立場であるが (注(8)参 仮倒産管財人の法的地位は法律 (二三1条) 社員の関
- Marotzke, a.a.O. (N. 94), Rdnr 46-48.
- 97 96 Marotzke, a.a.O. (N. 94), Rdnr 49.
- 98 Marotzke, a.a.O. (N. 94), Rdnr 50.
- 99 Marotzke, a.a.O. (N. 94), Rdnr 67-79
- 100 Marotzke, a.a.O. (N. 94), Rdnr 80-91
- 101 102 Marotzke, a.a.O. (N. 94), Rdnr 97-109 Marotzke, a.a.O. (N. 94), Rdnr 92-96.
- 103 ungsvorschläge-Abschlussbericht der Bund-Länder-Arbeitsgruppe "Insolvenzrecht", zur 73. Konferenz der Justiz-Probleme der praktischen anwendungen und Schwachstellen des Regelinsolvenzverfahrens-Analyse und Änder-

報告書はインターネット上で閲覧することができる。 ministerinnen und Justizminister vom 10. bis 12. Juni 2002 in Weimar [以下、Abschlussbericht として引用]. この

http://www.justiz.nrw.de/JM/justizpolitik/schwerpunkte/insolvenzrecht/abschlussbericht.pdf

における倒産法改正の動き」NBL七四八号四頁 Regelinsolvenzverfahren, ZIP 2002, 1166. この報告書の要点を紹介するものとして、 また、最終報告書の内容を紹介するわが国の文献として、<Topics>「ドイツ Graf-Schilicker, Schwachstellenanalyse und Änderungsvorschläge zum (二〇〇二年) がある。

- 104 がある。 討議草案の内容の簡単な紹介として、<Topics>「ドイツ倒産法の改正草案の概要」NBL七六三号六頁 (二〇〇三年)
- 105 認団体である。入会は任意である。詳細はドイツ弁護士会のウェブサイト http://www.anwaltverein.de を参照。 ると、ドイツ弁護士会とは、ドイツの弁護士の職業上、経済上の利益の保障、保護、促進を図ることを目的とした、 日弁連の報告書(http://www.nichibenren.or.jp/ja/link/directory/data/J05-The_German_Federal_Bar.pdf) 非公 によ
- 106 三ヶ月程度ということである。 ワーキンググループの実施した裁判実務に関するアンケー トの結果によれば、 連邦内における開始手続の平均期間は
- 107 Abschlussbericht, a.a.O. (N. 103), S.72f
- 108 Abschlussbericht, a.a.O. (N. 103), S.73f.
- 109 Abschlussbericht, a.a.O. (N. 103), S.74.
- 111 110 Graf-Schlicker, a.a.O. (N. 103), S.1173. Abschlussbericht, a.a.O. (N. 103), S.74f.
- 112 Abschlussbericht, a.a.O. (N. 103), S.75f.
- 113 Abschlussbericht, a.a.O. (N. 103), S.76ff.
- 114 Abschlussbericht, a.a.O. (N. 103), S.11. Arbeitskreis der Insolvenzverwalter Deutschland e. V., Vorshläge zur Änderung des Unternehmensinsolvenz-既にワーキンググループ報告書が公表される前に同旨の提案がなされてい

58 - 3 - 61 (名城

(90)

- 115 一五八条【決定前の措置】 に結実した。即ち改正法一五八条は以下のような規定となった (改正部分に傍線を付した)。 なお、手続開始後報告期日前の事業譲渡の許容は、討議草案・参事官草案・政府草案でも維持され、二〇〇七年改正法
- 委員会の同意を得なければならない。 倒産管財人が報告期日の前に債務者の企業を閉鎖又は譲渡しようとする場合には、債権者委員会が設置されているときは、 この債権者
- により、管財人の審尋の後に、閉鎖又は譲渡を取り消すことができる。 ければならない。倒産裁判所は、倒産財団が著しく減少することなしに閉鎖又は譲渡を報告期日まで延期できるときは、債務者の申立て 管財人は、債権者委員会の決議の前に又はこの委員会が設置されていないときには企業の閉鎖若しくは譲渡の前に、債務者に通知しな

(名城

'09)

58 - 3 - 62

- und anderer Gesetze, ZIP 2003, 781. nung, des Bürgerlichen Gesetzbuches und anderer Gesetze [以下 Diskussionsentwurf として引用]. インターネット で閲覧可能である(http://www.brak.de/seiten/pdf/Gesetzesentwuerfe/inso.pdf)。 ント、Sabel, Änderungen des Insolvenzrechts im Diskussionsentwurf eines Gesetzes zur Änderung der InsO, des BGB Diskussionsentwurf des Bundesministeriums der Justiz, Entwurf eines Gesetzes zur Änderung der Insolvenzord-討議草案の概要を紹介するものと
- なされている。 についても認めている。討議草案第一章一九参照。これについては、ワーキンググループ最終報告書と同旨の理由付けが Diskussionsentwurf, a.a.O. (N. 116), Allgemeine Begründung 2 (a) (cc). Diskussionsentwurf, a.a.O. (N. 116), Begründung zu Nummer 19. なお討議草案は、 報告期日前の事業譲渡
- 118 Diskussionsentwurf, a.a.O. (N. 116), Begründung zu Nummer 7.
- 119 des Bürgerlichen Gesetzbuches und anderer Gesetze, Nr.4. インターネットで閲覧可能である (http://www.drb.de/ の倒産法の目的設定に合致すると説いている。 cms/index.php?id=357)。 手続開始前に事業譲渡を認めることが、現存価値を毀損せずによりよく利用するという、 Stellungnahme des Deutschen Richterbundes zu dem Entwurf eines Gesetzes zur Änderung der Insolvenzordnung,

- 120 des Bundesministeriums der Justiz, ZInsO 2003, 389, 391. 定的である。 Pape, Entwurf eines Gesetzes zur Änderung der Insolvenzordnung-Erste Anmerkungen zum Diskussionsentwurf 注(85)参照。 Pape は早くから保管人・仮倒産管財人による事業譲渡に否
- 121 sentwurf des BMJ, NZI 2003, 292, 293. und anderer Gesetze, ZIP 2003, 1220, 1222; Vallender/Fuchs, Ein großer Wurf?-Anmerkungen zum Diskussion-Stellungnahme des Gravenbrucher Kreis zum Diskussionsentwurf eines Gesetzes zur Änderung der InsO, des BGB
- 122 wesengesetzes und anderer Gesetze [以下Referentenentwurf として引用]. http://www.brak.de/seiten/pdf/Gesetzesentwuerfe/RefE_Inso_KreditwesenG.pdf Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zur Änderung der Insolvenzordnung, des Kredit-インターネットで閲覧可能である。
- Drucksache 16/3227 [以下 Regierungsentwurf として引用]. Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zur Vereinfachung des Insolvenzverfahrens, <u>Β</u>
- 124 Abgabenordnung (租税通則法、AO) 七五条は、営業譲受人の納税義務を規定する。以下のような規定である
- 求権は、 泉徴収税額につき責任を負う。責任は、譲渡された財産の現状に限定される。 渡が行われた暦年の直前の暦年の最初からその租税が発生しかつ譲受人による営業の届出の後一年が経過するまでの間 にその租税が確定されもしくは届け出られたことを条件として、その納税義務が企業の経営に基づき生じる租税及び源 企業又は企業の部門 (Gliederung) として別個に経営されている営業が全体として譲渡される場合は、 租税と同等である。 戻し税 (Steuervergütungen) の償還請
- 第一項は、 倒産手続開始前の事業譲渡については、第二項の適用がなく、譲受人の納税義務は免除されないということに 倒産財団からの譲受人、及び執行手続における譲受人には、 適用されない。
- 125 ündung A. Referentenentwurf, a.a.O. (N. 122), Allgemeine Begründung 2 (a) (cc); Regierungsentwurf, a.a.O. (N. 123), Begr ώ 同旨を説くものとして、 Gottwald/Uhlenbruck, Insolvenzrechtshandbuch, (N. 75), § 14 Rdnr 50.

58 - 3 - 63 (名城

(90)

- Insolvenzverfahrens, NZI 2007, 425, 430. これを支持するものとして、Pape, Änderungen im Eröffnungsverfahren durch das Gesetz zur Vereinfachung
- 127 Änderung der Insolvenzordnung, des Kreditwesengesetzes und anderer Gesetze, NZI 2004, 521, 524. Stephan, Das InsO_Änderungsgesetz 2005 __Die geplanten Neuerungen im Referentenentwurf eines Gesetzes
- 128 des KWG und anderer Gesetze, ZIP 2004, 2262, Ehricke, Die Änderungen im Unternehmensinsolvenzrecht nach dem RefE eines Gesetzes zur Änderung der InsO, , 2266.
- 129 Ehricke, a.a.O. (N. 128).
- 2005, 265, Zustimmungsverwaltung nach §§ 21 Abs.2 Nr.2 2.Alt., 22 Abs.2 InsO im Insolvenzeröffnungsverfahren, DZWIR の同意の下で、 合、あるいは譲渡によって閉鎖を回避できる場合に、(債権者利益の保障の見地からの) 倒産裁判所の同意、 この他にも、参事官草案の下での解釈論として、非常に有利な換価可能性が存しかつ換価によって暖簾が維持され 企業の全部又は重要な一部の譲渡が可能であるとする論者もある。Fritsche, Entwicklungstendenzen der 及び債務者

お わり

とにする (四)。 本章では、 前章までのドイツ法の検討を総括した上で (一ないし三)、 我が国における議論の方向性を見出すこ

ドイツにおいては、 手続開始前の保全管理機関について明文の規定のなかったKOの時代から、 「保管人

(Sequester)」の法的地位・権限を巡って議論が盛んになされていた。

適切に反映させるという観点から、保管人の権限行使を手続的に規律しようというアプローチが採られ 破産管財人とほぼ同等のものと考えられていた (第一章第四節第一款)。しかしその後の議論 (第二期) では、 産手続本体と開始前手続との目的および手続構造の差異を考慮して、開始前手続段階における利害関係人の利益を (第一期) は、保管人に認められる管理処分権は、(否認権や未履行双務契約の処理に関する権限を除いて)

行使を規律する (以上、第一章第四節第二款)。 状態に則して実現する観点から、債権者集会・債権者委員会の各権限に属する措置を分類した上で、 務者の同意が必要である (ただし、債権者集会・債権者委員会の関与が予定されている清算措置については債務者 の財産に対する利益が奪われていないことを根拠に、財産の従来の目的に合致していないような処分については債 の同意があってもできない)、とする。また Koch は、 代表的な二説を見ると、まず Gerhardt は、倒産手続開始原因の確定されていない開始前手続においては債務 破産手続における債権者自治の枠組みを開始前手続の法律 保管人の権限

ついては適法化要件 管理に関しては保管人に固有の権限があり、それを超える措置 (ただし最終的状態をもたらす措置でないもの) に このような学説の議論の影響はBGH判例理論にも見出すことができ、それによれば、 (債務者の同意、 破産裁判所の許可など) が必要であるということである (以上、第一章第五 債務者財産の維持・保持 (90)

れた (第一章第六節)。 先取りしてしまうものであることから、 く者が多い。 以上の総論を踏まえ、 他方、企業の閉鎖については、それが最終的な状態をもたらすものであること及び債権者自治事項を 企業 [業務] の継続については、管理の一環として保管人の固有の権限から導かれると説 各論的検討として、保管人の関与の下で行われる具体的な措置の規律について議論がな 消極的な見解が多く、 例外的に認めるとしても実体的・手続的に厳格な 規

(名城 '09) 58 - 3 - 64

58-3-65 (名城

譲渡が許容されるとの口吻を示す(以上、第一章第六節第三款)。この判例が、 要である」という要件を具備する場合、もしくは債務者の同意という要件を具備する場合には、保管人による事業 事業譲渡を原則として否定しながら、「破産手続開始が確実に予測されかつ債務者財産の保全の観点から絶対に 財人による事業譲渡の許容性をめぐる議論の嚆矢になったことは想像に難くない。 であることから、保管人には認められないとする立場が学説上多数であった。しかしBGH判例は、 て事業 [営業] 譲渡については、それが最終的な状態をもたらすものであること、及び債権者自治を潜脱するもの 売却については、実体的・手続的に一定の規律を課する議論が有力であった (以上、第一章第六節第二款)。 物の緊急売却」を通常の管理の枠内として保管人の固有の権限とする点でコンセンサスがあるが、それ以外の物の 律を要するという立論が有力であった (以上、第一章第六節第一款)。 次に、財産の換価については、「傷みやす 現行のI nsOにおける、 保管人による 必

仮倒産管財人がなし得るというものであった (以上、第二章第一節)。 分権が仮倒産管財人に帰属するというものであった。その処分権の内実に関する報告書の説明は注目すべきもので 者に課す処分権制限の程度に相関して変化するものであり、債務者に一般的処分禁止が課される場合には完全な処 二 倒産法委員会第一報告書においては、「仮倒産管財人」という機関の新設が提案された。その権限は、債務 手続開始後の倒産管財人と同様の手続的規律 (倒産裁判所の同意、 債権者委員会の承認)の下で事業譲渡を、

法者の 由によれば、 が課される場合には債務者財産に関する管理処分権が帰属することになった。 報告書と同じく、 一九九四年倒産法 (InsO) においても「仮倒産管財人」が導入された。その権限も、 倒産法委員会に比して 仮倒産管財人は手続開始に関する裁判までの財産保全に必要な限りで管理処分権を行使することがで 債務者に課す処分権制限の程度に応じて変化するというものであって、債務者に一般的処分禁止 消極的な保全処分観を反映してか、謙抑的内容となっている。 ただしその管理処分権の内実は、 倒産法委員会第一 即ち立法理

得られていたものを踏まえたことが明らかであるが、仮にそれ以上のものが求められていないのだとしたら、 業譲渡をも許容する) 倒産法委員会の立場からの転換があったといわざるを得ないだろう (以上、第二章第二節第 例えば傷みやすい物品の緊急売却が該当するのだという。このような内容は、旧法での議論でコンセンサスが

それを逸脱しない程度のものであることが想定されている。そして事業譲渡については、立法者の立場からは最も う実体的要件の下、裁判所の許可という手続的要件を具備すれば許容されるようになった (InsO二二条一項二 の同意)といった手続的要件を具備すれば許容される、といった議論があることが注目される (以上、第二章第二 を類推して、 かけ離れた措置であるということになろう。 文二号)。次に財産換価については、立法者が既に「傷みやすい物の緊急売却」を典型例として呈示しているため、 一つとなり (InsO二二条一項二文二号)、また企業閉鎖については「財産の著しい減少を防止するため」とい がなされている。 以上の立法者の立場を踏まえつつ、(管理処分権の帰属する) 仮倒産管財人の行う具体的な措置についても議論 「債務者財産保全のために絶対必要」といった実体的要件の下、 まず、企業継続ないし閉鎖については明文で規律がなされた。企業継続は仮倒産管財人の義務 しかしその中でも、企業の閉鎖に関するInsO二二条一項二文二号 倒産裁判所の許可 (あるい

始手続においてはその実現が合理的コストでは不可能であることを理由に消極の立場が採られた。 だし債務者の利益保護の観点から企業閉鎖と同一の厳格な要件の下に許容するとした。 草案では、早期かつ有利な事業譲渡の機会を捉える必要性から仮倒産管財人の事業譲渡に積極の立場が採られ、 程となった。 仮倒産管財人の事業譲渡については、近時の倒産法改正においても検討され、 ワーキンググループ最終報告書においては、債務者の財産権保障・債権者の権利保障が重視され、 結論が二転するという興味深い ところが参事官草案では反 これに対し討議 過

'09) 58 - 3 - 68

変化、そしてそれに対する学説の議論も注目すべきものがある。 分観の違いから来る仮倒産管財人の権限イメージの差異も興味深いところである。 限を認めていた (第一期の) 論者があり、それに対して (第二期の論者による) 保全処分の元来の趣旨に立ち返っ 更に見守る必要があろう。 て規律を精緻にしようとする方向への揺り戻しがあった。また、 にした各人の保全処分観が反映することになる。かつては (「破産の破産」の解決を期待して) 保管人に多大な権 保管人・仮倒産管財人を包含する意味での)「仮管財人」の権限の規律については、倒産手続の理念を背景 倒産法委員会第一報告書と現行倒産法との保全処 仮倒産管財人の権限に関する今後の議論の動向を 事業譲渡を巡る立法者の立場の

ことに、 その場合に、 「現状維持利益」)と、 されてはならないことになる。 段階でもある。 する評価である。この段階では法律上はいまだ倒産原因の存在は確定されていない一方で、 考慮し、それに則した手続保障を考えるという姿勢である。議論の視座は、手続申立後開始決定前の法律状態に関 慮すれば、慎重な態度が必要である。もっともそうだとしても、ドイツにおける議論を参照すべき点は少なくな ドイツにおける議論を我が国のそれに援用することについては、 仮管財人に重大な措置につき権限行使を認める際に手続開始前の関係人 (債務者・債権者) の利害状況を 債務者はその財産管理処分権を剥奪されていない一方で、債権者も手続開始後の債権者自治を潜脱 債務者の手続保障 (債務者の同意を要件とするか、 債権者の利益 (同じく そこで、 債務者の利益 (第二章第二節第三款二の Pohlmann の表現を借りれば 「価値維持利益」) の保護をどのような形で図るかが重要になる。 倒産法制度・倒産実務・金融実務等の差異を考 それとも債務者の聴取を踏まえての裁判所の許 開始後の倒産手続の前

十分とするか)、といったことが考慮されなければならない。このような考慮は、 ような手続的規律に、実体的規律をどのように絡ませるかも、重要な課題となる。 行われるべきであり、 可で十分とするか)、 特に重要な措置である事業譲渡の可否を巡っては、議論の精緻化を必要とする。 債権者の手続保障 (仮債権者委員会のような組織を想定するか、それとも裁判所の許可で 問題となる具体的措置に則して 更に、 そ ഗ

まえた上での実体的、手続的規律を らゆる常務外行為をなしうる」との方向性を志向するものとすれば妥当ではない。手続開始決定前の利害状況を踏 積極的な権限行使を認める見解が有力であるが、それが「裁判所の許可 一定の指針を提供するものであろう。序章でも指摘したように、 本稿の検討を踏まえ、 以上のような議論は、 我が国において保全管理人の権限規律 我が国における保全管理人の権限規律につき、 (解釈論更には立法論的に) 検討していかねばならないのである (特に常務に属しない行為の規律) を考える上で、 近時は会社更生法下の解釈としても保全管理人に 今後研究を進めることにしたい (会社更生法三二条一項但書) を得ればあ

注

(三〇〇九) () 九) 掲載予定。 その嚆矢として、拙稿「倒産手続における保全管理人の地位と権限 掲載予定、 「倒産手続における保全管理人による事業譲渡につい 常務外行為の規律を中心に」民訴雑誌五五号 7 青山善充先生古稀祝賀論文集